## 平成 24 年度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

## 要望に当たって

この度の東日本大震災で被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げ、被災地の早期の復興をお祈り申し上げます。

町村行政につきましては、日頃から格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この未曾有の大震災は、我々に大きな教訓をもたらしました。従来から被害想定を施した地震など自然災害対策に十分に備えているものと考えてきましたが、被害は想定をはるかに超えるもの、また、予想もしていない原子力災害なども起きることも経験しました。

我々がこれまで地方自治や自立ということを揚げて町村行政運営に取り組んできましたが、これだけでなく、まず住民を守る手立てが必要と痛感しました。 そのために、今年度の要望は、まず「防災対策の充実強化」を中心として、諸々の切実な要望をお願い申し上げます。

地方分権の担い手となる基礎的自治体は、我が国の国土、歴史、文化等の地域 事情を考えれば、多様な自治体が存在することが自然な姿であり、またそれぞれ が特色ある自立した自治体でなければなりません。

こうしたことから、黒岩知事におかれましては、神奈川県における市町村の個性や違いを認め、特に小規模自治体である町村には、自らの創意工夫と責任で自活した行政運営ができるよう、絶大なる支援と、さらなるご尽力をいただけますようお願い申し上げます。

平成24年度の県の施策・予算の立案に当たりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や防災対策を始めとして直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成23年8月23日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会 会長 山 口 昇 士

# 目 次

## I 重点要望

1		防災対策の充実強化・・・・・・・・・・・・1
2	2	地方分権の一層の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3	}	廃棄物処理対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・7
4	Į	森林等水源環境の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	5	福祉・医療施策の充実・・・・・・・・・11
6	3	都市基盤等の整備促進・・・・・・・・・・・・15
7	7	防犯対策の強化・・・・・・・・・・・19
П	共	通要望
1	L	町村財政基盤の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
2	2	地域情報化施策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・27
3	}	自然環境の保全及び農林業振興対策の推進・・・・・・・・・・29
4	Į	福祉施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
5	5	保健医療・衛生対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	3	都市基盤整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	7	教育振興対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
Ш	そ	の他地域要望
1	L	三浦半島地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
2	2	湘南地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	3	足柄上地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	Į	足柄下地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	5	厚木・愛甲地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6	3	水源地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

# I 重点要望

## 1 防災対策の充実強化

このたびの東日本大震災は、未曾有の歴史的災害であるとともに、これに起因する原子力災害が加わった大規模総合災害であります。

これによって、県内全域にわたる社会経済活動に深刻かつ長期的な影響を与えており、地域住民の生活基盤を数多の災害から守るための防災対策は、喫緊、火急の要請であります。

つきましては、県は、次の事項について積極的な支援措置を講ずるよう強く要望します。

#### (1) 原子力災害対策の強化

ア 緊急事態の早期収束と情報公開の申し入れ

県は、国に対し、住民の不安払拭のために一刻も早い事態の収束 と、一層の情報公開を進めるよう申し入れすること。

イ 放射能のモニタリングの強化

県内全域にわたる大気、飲料水、海水、土壌等のきめ細かい放射 能測定や監視について、県が広域的に実施すること。

ウ 学校や保育施設等への測定支援

学校や保育施設等に対するグランドやプール等の測定について、 県は小規模自治体に対し、基準値の測定、測定器具の補助等支援の 体制を構築すること。

エ 農産物等食品に対するモニタリングの強化

消費者の不安を払拭するため必要な農産物等食品に対しても測定体制を強化すること。

オ 風評被害への対応

足柄茶を始めとする県産品や県内観光地の風評被害に対し、適切な対応と防止策を講ずること。

カ 原子力災害対策に対する補償への対応

今回の原発事故に起因するすべての被害に対し、確実で早急な補 償が行われるよう、県としてしっかり申し入れること。

#### キ 足柄茶に対する特別な支援

規制値に対する科学的根拠について、明確に示すとともに、お茶の採取のさまざまな態様や形態に沿った個別の規制値と出荷制限の関係を明示させるよう国に働きかけること。

また、生産農家への支援措置について、県が積極的に行うこと。

#### (2) 津波対策の充実強化

東北から北関東までの大規模な想定外の津波について、あらためて これまでの津波対策の見直しが求められています。

長い海岸線を持つ神奈川県として、海岸沿岸の住民を守るための早 急でしっかりした対策を要望します。

#### ア 津波被害想定の見直し

「東日本大震災」のデータを十分検証し、最新の見解による津波被害想定により、津波浸水予測と津波被害想定について見直すこと。

#### イ 津波浸水対策への財政支援

津波を直接防護するブロック等の設置や養浜による津波対策、また、津波避難施設の建設等についても、新たに十分な財政支援措置を講ずること。

#### (3) 地震防災対策の充実強化

ア 直下型地震対策の充実強化

東海地震、神奈川西部地震、南関東地震などの地震観測網及び地震予知研究体制を強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること。

このことを早急に国に申し入れること。

#### イ 新たな市町村地震防災整備費補助制度の創設

今回の東日本大震災の教訓により、県でも市町村への地震防災戦略が大きく変化すると考えられ、より大規模で対象も広い市町村地震防災支援制度が必要であり、新たに使い勝手のよい柔軟な「市町村地震防災整備費補助制度」を創設すること。

#### ウ 消防力強化のための補助制度の充実・強化

これからの少子高齢化や建築物の高層化・高速道路の整備等、社会経済構造の変化により災害の大規模化や多様化、複雑化、また、テロ等の対応など消防を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、町村消防の脆弱化が懸念されるところであり、今後消防力の強化充実を図り住民の安全・安心の確保につとめるために、消防車両の更新や消防水利の設置、消防救急無線のデジタル化等に係る財源確保のための補助制度を充実・強化すること。

また、デジタル無線の活動波の整備に際しても、多額の費用負担が見込まれ、共通波とは異なり消防の広域化を実施しない場合には、補助対象から除外されている状況となっている。広域化を前提としない補助も受けられるよう条件を緩和するなど、柔軟な運用に努めること。

#### エ 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置の更なる充実と県の上積み助成を要望するとともに、完成時に移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう国及び中日本高速道路株式会社へ働きかけること。

#### オ 建築年数の古い公的集合住宅の耐震化

昭和40年頃より整備された県住宅供給公社等による公的住宅は相当の年数が経過し、安全・安心のまちづくりの観点から危険であるので、耐震化を早期実施すること。

## 2 地方分権の一層の推進

「地方ができることは、地方が担い責任を持つ」という大原則を基に、 地方分権改革が進められ、国と地方の関係を見直す中で、広域行政を担 う県と基礎自治体である市町村が協力・共同して国に対する取組を強化 する必要があります。

地方の長年の課題であった「国と地方の協議の場に関する法律」など 3法が成立し、真の地方分権社会に向けてようやく動き出しているとこ ろであり、これを実効成らしめるためにも、我々地方も努力し、小規模 自治体であっても自立することが強く求められております。

つきましては、県は、町村の実情をよく理解し、地方分権の推進と税 財源の充実が一層図られるよう、国に働きかけるとともに、共同して行 動することを強く要望します。

#### (1) 地方分権改革の具体化に向けて

「地方ができることは地方が担い、責任を持つ」、「地域のことは地域で考え、地域で決定する」という基本的な考え方を踏まえ、地方分権・地域主権改革をさらに推進すること。

住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲について、一層国に強く 要望していくとともに、県からの市町村に対する移譲についても取組 を強化すること。

また、事務・権限の移譲に当たっては、小規模自治体に対する財政・ 人的支援を行うこと。

#### (2) 広域自治体としての県の役割発揮

神奈川県は、政令市・中核市・特例市・一般市及び町と村をすべて持つという全国的にも特異な地域である。

これからの少子高齢社会に向かう中長期的で膨大な行政需要の増加、また相当な財政出動の必要性が見込まれる中、自治体間の連携、または協力が強く求められてくる。

その際に、市町村業務であっても、広域的な調整を図ることが望まれる場合には、積極的に県の役割として調整力を発揮すること。

#### (3) 地方財政力の強化に向けて

地方分権・地域主権改革を確かなものとし、将来にわたって安定的で持続可能な財政構造となるよう、県は、市町村とともに国に要望し、次の取組を強化すること。

#### ア 地方税財源の充実

当面、国税と地方税の税源配分を5:5とすることを目途に、税源移譲の効果が十分に町村に及ぶよう町村の実情を考慮した見直しを行うこと。

また、地方消費税を含む地方税体系の抜本的な改革を行い、地方の自由度や裁量の拡大につながる恒久的な財源の確保を行うこと。

#### イ 地方交付税改革の推進

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更する とともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及 び特別会計借入れの廃止を実施すること。

特別交付税の対象経費の重点措置により交付税額が減額されているが、交付・不交付にかかわらず財政需要が生じるものであるため、財源保障措置を講ずること。

また、減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、自治体の財源確保努力の成果によって不交付団体になった場合でも、特別交付税等についての十分な対策を講ずること。

#### ウ 地方超過負担の解消

地方が地方の工夫と責任のもと政策を実現できるよう適正な税 財源の移譲と国庫補助負担金の市町村超過負担の解消が行われる こと。

あわせて、廃止された補助金に対する補てんや新たな施策等の財源として行われる「交付税措置」についても、不交付団体にとっては財源を伴わない施策の押しつけであり、地方のやる気をそがないよう適切な施策展開と財政措置を行うこと。

### エ 「一括交付金」の導入

国による補助金のひも付き、箇所付けを廃止して、地方自治体が自由に使える「一括交付金」の導入には、できる限り国の関与をはずし、地方の自立を助ける改革とすること。

また、平成 23 年度実施された都道府県分についてよく検証し、 総額圧縮の効率を優先した考え方を取らず、十分な財源措置とする こと。

#### オ 市町村振興メニュー事業補助金の充実

平成24年度からの新制度の実施が検討されているが、広域連携の みにこだわらず、平成24年度以降も市町村振興メニュー事業補助金 を現行どおり継続し、小規模自治体が地域独自の事業に活用できる ように、特例補助率を残すこと。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策、保育園等の耐震 化工事及び消防力の充実に係る補助金についてもメニューを追加す ること。

さらに、生活道路や集会施設といった地域住民に身近な生活関連施設などの個別市町村事業についても、補助対象として十分な財源を確保すること。

## 3 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっています。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な対応を働きかけるとともに、県においても一層の取組を強化するよう要望します。

#### (1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともに、そのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層強化するよう国へ働きかけること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期する とともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減 に取り組むよう強力な指導を働きかけること。

#### (2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者 や県民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとと もに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導することを国に 働きかけること。

また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずるよう国へ働きかけること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として 法律に明記するよう国へ働きかけること。

#### (3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保するよう要望すること。

また、ごみ処理広域化を進めるに当たり、国の支援措置の対象外となる施設等の移築や新設等に対しても、財政措置を講ずること。

#### (4) 不法投棄物撤去等に対する助成の強化

県民の水がめであるダム湖周辺や河川区域内、道路等への不法投棄が数多く発生しており、町村はその撤去や清掃に大きな事業費負担を負っているのが現状である。県における補助制度は、平成22年度以降は休止されているが、町村にとっては撤去事業を中止させるわけにはいかない。したがって、休止中の補助金について早急に復活するだけでなく、事業費についても十分な補助額とすること。

また、不法投棄者の発見、摘発のための警察の取締りを強化するとともに、河川や道路の管理者による不法投棄廃棄物の処理や不法投棄防止用のフェンス設置を推進すること。

さらに、県は、県民に対し水源の大切さをアピールし、美化意識の 醸成に積極的に取り組むこと。

#### (5) 海岸漂着ごみ処分に対する支援

平成21年7月に海岸漂着物処理推進法が施行されましたが、施行前と変わらず、海岸漂着ゴミの処分費用は、発生した市町の費用負担となっている。

海岸線に漂着するごみの量は莫大であり、河川の上流域から流れて くる流木等が多く、その処理を沿岸市町が負担するのは、不公平であ る。

国、県において、この処分費用に対する応分の負担制度を確立すること。

## 4 森林等水源環境の保全

森林は、水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されています。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組を行ってきましたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られています。

未来に向けて、県民の貴重な財産である森林等豊かな自然を守り育てていくため、国の措置を強く働きかけるとともに、県の取組の一層の充実を要望します。

#### (1) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みの構築を国へ働きかけること。

#### (2) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限を市町村に移譲することや解除要件の緩和について、森林法の改正も働きかけること。

#### (3) 水源林管理道の作業路開設に伴う補助制度の見直し

適切な森林管理を推進する上で、県が実施する協力協約推進事業に おける水源林管理道の作業路開設について、急峻な山地状況、作業路 の耐久性等を考慮した現地の整備事情に見合う補助制度とすること。

#### (4) 自然歩道等の環境整備の促進

近年の健康志向の高まりの中で、高齢者をはじめとするハイカーの 多数が豊かな自然環境を求めて森林とふれあっているが、幅広い年令 層に対応できる安全で快適な自然歩道等について早急な整備を進める こと。

#### (5) 森林木材利用の推進

地球温暖化の防止等に貢献する木材利用の推進に関し、利用計画を 策定し、必要な措置を講ずるよう国に求めるとともに、県として努力 すること。

#### (6) 水源環境負担軽減の取組の強化

かながわ水源環境保全・再生実行 5 か年計画では、水源環境負荷軽減への取組として、県内ダム集水域における公共下水道及び合併処理 浄化槽の整備促進が事業化されており、水源環境の負荷軽減には、ダム集水域だけでなく、水源林地域を含めた一体の対策を講ずることにより、その効果を一層発揮するものである。

ついては、公共下水道及び合併処理浄化槽整備の対象地域がダム集 水域のみとなっている水源環境保全・再生市町村交付金について、水 源林地域への対象の拡大を検討すること。

#### (7) 森林の保全

林業の低迷、林業就業者の減少や高齢化のために、森林を守り、育 てるといった管理が必ずしも十分とは言えず、森林の荒廃や水資源の 確保が懸念されている。

そこで、荒廃が進んでいる私有林については財政的、技術的支援を さらに推進すること。

また、一部の山林では外国資本による買収が行われており、国も調査を実施したところであるが、山林の売買は事実関係の把握が困難であることから、一定規模を超える山林については、事前の届け出により、取得の目的、利用方法等について、県及び市町村が把握できるようにするとともに、森林の公益的機能を大きく低下させる恐れがある場合には、県が指導・監督されること。

## 5 福祉・医療施策の充実

少子高齢社会の進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増 大し、かつ、多様化しています。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、次の事項について国に積極的な措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

#### (1) 「子ども手当」制度の安定的運用

本年 10 月以降の「子ども手当」制度は、支給事務を担う市町村に 大変困難と混乱を生じているので、早急に安定した継続的な制度とす ること。

また、これに係る経費については、事務費も含め全額国庫負担とすること。

#### (2) 小児医療費助成制度の創設

現在、自治体によって補助対象年齢等の違いがあり、自治体間格差が生じているので、国の制度を創設すること。

#### (3) 安心して出産・子育てのできる環境の整備

待機児童解消のための保育所の新設や運営費に対する補助について、地方交付税による一般財源化でなく、少子化のための具体的な補助金として整備すること。

また、出産後の雇用の確保や保育環境の充実など、安心して出産・ 子育てができる環境を整備すること。

#### (4) 介護保険制度の充実

介護保険料については、保険者の責に帰さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講ずるとともに、介護保険料の上乗せ賦課に伴う、国民健康保険料の収納率低下により生じる歳入欠陥については、適切な措置を講ずること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、 報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の 人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

#### (5) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、事業拡大に伴う負担増など町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

さらに、「障害者福祉的就労協力事業所奨励事業」について、県では、国が実施している特定求職者雇用開発助成金の増額等を理由として、平成24年度以降の廃止を予定しているが、特定求職者雇用開発助成金については助成期間が限られている(最長2年間)ことから、障害者の安定した雇用を永続的に確保するため、本奨励事業を継続して実施すること。

#### (6) 地域保健医療対策の充実

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する 医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善の ための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講じ、地域における 診療機関が継続できるようにすること。

#### (7) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度 を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療 保険制度への一本化を早期に実現すること。

特に、市町村単位で運営している国民健康保険については、都道府 県単位を軸とした再編、統合の早期実現を図ること。

#### (8) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

#### (9) 市町村国保が行う特定健康診査への支援

特定健康診査に要する費用については、政令で定めるものの3分の 1に相当する額を国・県がそれぞれ負担することとなっているが、従 前の実績額と助成基準額には大きな差が出ており、市町村国保の財政 をますます悪化させないよう、特定健康診査の費用について基準額を 見直すこと。

#### (10) 重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度については、身体障害者及び知的障害者は対象としているが、精神障害者を対象外としている。

精神科治療は長期間にわたる場合があり、受診者の医療費負担が大きくなり、治療を中断させてしまう原因ともなりかねないことから、継続して正しい治療が受けられるよう、また、身体・知的・精神の3障害の制度格差を解消するためにも、早期に精神障害者を対象とすること。

#### (11) 新しい高齢者医療制度改革について

現行の後期高齢者医療制度の創設の経緯と現状を鑑み、国民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたって堅持するための国の責任を明確にすること。

制度運営の主体は、国か都道府県とし、市町村に運営の負担が及ばないような制度設計とし、さらには、新制度への移行に係るシステム改修等を含め、現場での混乱を避けるための十分な時間と財政措置を講ずること。

#### (12) 各種予防接種の安定的な財源化

ワクチン予防接種として、ヒブワクチン、子宮頸がん、インフルエンザ感染等、重症感染症や肺炎球菌の感染症など多様なワクチン接種の必要性が課題となっているが、現行の予防接種法では救済されず、各種予防接種のあり方が問われている。

国民に有効な予防接種については、すべて国の責任において、任意 接種から定期予防接種化を図るとともに、安定的な財政支援措置とす ること。

#### (13) 妊婦健康診査及び女性特有のがん検診推進事業への財政支援

県民の誰もが安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるために市町村が実施している妊婦健康診査の公費負担について、全 14 回分において、交付団体、不交付団体にかかわらず全額国庫負担となるよう支援するとともに、県独自の補助制度を創設し、町村の財政負担軽減を図ること。

また、女性特有のがん検診推進事業についても、将来にわたって安定的な財政支援措置とすること。

## 6 都市基盤等の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めていますが、その実現には大きな困難が伴っており、都市部との格差は拡大しています。

このため、県は、こうした町村の取組を支援するため、次の事項の実現を国に働きかけるとともに、県においても積極的な措置を講ずるよう要望します。

#### (1) 下水道の整備促進

ア 公共下水道の整備促進を図るためには、今後も更なる事業費の投入が必要となっており、財政基盤の弱い町村では、公共下水道の早期整備における財政的支援は、必要不可欠である。現行の公共下水道事業補助金制度は、補助対象事業費に対し一定の補助率を乗じて補助金額を算出する制度となっているが、普及率の低い町村においては、下水道の早期整備を進めるために補助率の大幅な引上げを図ること。

また、下水道事業に対する社会資本整備総合交付金の配分に当たっては、必要とする事業の執行に支障が生じないように留意すること。

イ 整備の遅れている町村の下水道整備を促進するため、管渠整備に 係る弾力条項の枠の拡大や処理場の建物、設備機器等の整備に係る 耐用年数を縮減し、補助対象事業の拡大を図るなど、国庫補助制度 を拡充強化すること。

また、各地域における地形上の制約や観光地である等の地域特性を加味した特別な補助について配慮すること。

ウ 下水道事業費については、財源の多くを地方債に求めているが、 償還金が年々増加の傾向にあり、本来の整備に充てるべき事業費の 確保が困難な状況にあるので、現行の地方交付税への算入方法の改 善等、地方交付税制度の改善充実を含めた、新たな財政措置を講ず ること。

また、公的資金補償金免除による繰上償還期間(臨時特例措置) の延長と公的資金(旧資金運用部資金)の補償金なしでの繰上償還 の対象要件を緩和すること。

エ 公営企業債の償還期間においては、下水道施設の耐用年数を加味 した期間に延伸し、また、借換債制度については、現在の景気動向 を反映させた条件に緩和すること。

また、起債の借換えの基準となっている現行の資本費や使用料単 価の緩和及び借換利率の引下げ等、措置内容の拡充について、引き 続き国などの関係機関に働きかけること。

- オ 水道・下水道事業における道路掘削許可を受ける際の自費復旧事 務費の負担は、事業の財源を国庫補助金及び地方債を主体としてい る町村にとっては極めて厳しいものとなっているので、免除を含め た見直しを行うこと。
- カ 下水汚泥の処理処分について、県内に処分地を確保することが困 難な状況にあり、公共下水道事業費補助等のメニューに単独公共下 水道事業を行っている自治体の汚泥処理費用に対する項目の追加を 行うなど財政支援すること。

また、市町村の単独公共下水道であっても、下水汚泥の処分量が 小規模な自治体については、県流域下水道処理場への受け入れを実 施するなど、寛容な対処をすること。

#### (2) 生活交通の確保対策の充実

国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとと もに、乗合バスの需要調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策につ いて一層の税財源措置を講ずるよう国へ働きかけること。

また、県においても、「広域行政圏の中心都市との接続」に関する 要件緩和や、距離の短い路線も対象にするなど、国とは違う視点に立 った財政支援や法定計画策定時における専門分野の人的支援など総 合的な支援を行うこと。

#### (3) 海岸の整備促進

- ア 酒匂川や相模川等からの流砂の減少に伴い、大磯港西側から二宮 海岸にかけての海岸線の浸食は深刻な状況となっているので、安全 対策を含めた抜本的な海岸浸食対策を講ずること。
- イ 相模湾の海岸線には、大きな松が残され、防風、防砂を含む環境保全の役割と相模湾の美しい景観をつくりだす貴重な財産となっているが、松くい虫の被害増大により松の切り倒しを余儀なくされ、年々景観や環境保全のための松は減少しつつある。その対策として、松くい虫被害木の伐倒後地権者の協力を得て松くい虫に強い抵抗性松の植樹協力をしているが、町の負担は増大するばかりである。

このことから松くい虫被害に関する補助単価を見直すとともに、 補助率を上げること。

あわせて、松の育成に重要である下草(雑木)刈りの実施についても支援すること。

#### (4) 町村部における県道整備枠の確保

県では、平成19年10月に、平成28年度までを計画期間とし、「道路整備計画」及び「道路維持管理計画」により構成される「かながわのみちづくり計画」を新たに策定している。

しかし、「道路整備計画」に位置付けられている「整備推進箇所」 (91 箇所)及び「事業化検討箇所」(5 箇所)については、そのほと んどが市部に集中していることから、今後、町村部における県道整備 の遅れが懸念される。

県道については、災害時における緊急交通路・緊急輸送路として指定されている路線も多いことから、都市部間を結ぶ町村部の道路整備も重要であり、県下全域において均衡ある整備が必要であるとともに、公共交通機関が発達している都市部とは異なり、交通移動手段の多くを自家用車等に依存している町村部にあっては、道路整備は最重要課題の一つであり、住民からの整備要望も大変強いものがあることから、「かながわのみちづくり計画」とは別に、町村部を対象とした県道整備枠を設け、取組を推進すること。

#### (5) 特殊地下壕対策の拡大強化

特殊地下壕は、経年変化によるその危険性が指摘されており、各市町村においてその対策を講ずるにあたり、崩落の危険性の調査から工法選定・対策工事の実施に至るまでには莫大な経費がかかるものと推測される。

戦時中、国土防衛のために築造された地下壕については、国が責任を持ってその対策に積極的に取り組むべきであり、特殊地下壕対策事業について、強力な財政支援措置を講ずること。

## 7 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途を辿り、住民の安全な生活への不安が深刻化しています。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組を越えた自治体と警察、住民の連携が求められています。

町村が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、 国に対し次の措置を講ずるよう働きかけるとともに、県の取組の一層の 強化を要望します。

#### (1) 地域住民の安全・安心の確保

住民の安全・安心が図れるよう、地域の暴走車両に対する取り締まりについて、発生時間帯に重点を置いて取り締まるなど、効果のある取り締まりを実施するとともに、暴走族の集団走行やドリフト族等の暴走運転に関する違反行為に対する法律規制等の拡大・強化について国に強く働きかけること。

また、東日本大震災に伴う節電の取組の一環で、県道に設置された 道路照明灯の部分的な夜間時消灯を実施しているが、消灯する箇所の 選択については、地域住民の安全、安心の十分な確保に配慮いただき、 「節電」と「安全確保」を効率よく両立すること。

#### (2) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

## (3) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、 自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対 し、財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。

# Ⅱ 共通要望

## 共通要望事項一覧

項目	細    目	頁
1 町村財政基盤の整備	1 地方税制等の改正について	23
	2 水道企業債に対する財政優遇措置について	25
	3 県貸付金の要件について	26
	4 ふるさと雇用再生特別基金事業等の継続について	26
	5 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置につい	
	て	26
2 地域情報化施策の推進	1 神奈川県町村情報システム共同事業組合への支援に	
	ついて	27
	2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事	
	業に対する支援措置について	27
	3 携帯電話電波塔設置の促進について	27
	4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について	28
3 自然環境の保全及び農	1 有害鳥獣対策の強化充実について	29
林業振興対策の推進	2 外来生物被害対策に対する支援について	29
	3 ヤマビル駆除対策の強化について	30
	4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支	
	援について	30
	5 住宅用太陽光発電導入促進について	31
	6 家庭用新エネルギー導入促進補助事業の拡大につい	
	て	31
	7 自然保護奨励金の拡充について	31
4 福祉施策の充実	1 児童福祉の充実について	32
	2 障害者福祉の充実について	33
	3 介護保険制度の改善について	34
	4 老人クラブ活動等事業(老人クラブ助成事業)の基	
	準緩和について	35
	5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しにつ	
	いて	35
	6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障	
	害者用オストメイト対応装置の設置について	35

5 保健医療・衛生対策の充実         1 地域医療体制の充実について         36           2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について         36           3 保健・予防事業に対する財政支援について         36           4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃止について         36           5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について         37           6 予防接種事業に対する財政支援について         37           7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について         37           8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について         38           10 ドクターへり運営費に係る下町村負担金の見直しについて         38           10 ドクターへり運営費に係る市町村負担金の見直しについて         38           12 新製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について         39           12 新製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について         40           2 河川の整備促進について         40           3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について         40           4 公共用地取得対策の制度拡充について         40           4 公共用地取得対策の構度について         41           4 分数音級編制の実現について         41           4 特別支援教育の推進に係る体制整備について         41           4 特別支援教育の推進に係る体制整備について         41           5 私立納種園就園装励費補助額の封上げについて         42           4 分割を施設に対する連貼関係に対する連貼関係に対する連貼関係         42	項目	細    目	頁
について 3 保健・予防事業に対する財政支援について 4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する 国保の国庫負担金減額措置の廃止について 5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医 療費助成制度について 37 6 予防接種事業に対する財政支援について 37 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 37 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 7 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 38 10 ドクターへリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて 38 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について 39 12 蛤製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について いて 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 5 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 40 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42	5 保健医療・衛生対策の充	1 地域医療体制の充実について	36
3 保健・予防事業に対する財政支援について 4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する 国保の国庫負担金減額措置の廃止について 5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について 6 予防接種事業に対する財政支援について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42	実	2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設	
4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する 国保の国庫負担金減額措置の廃止について 5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について 6 予防接種事業に対する財政支援について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 7 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について 12 給製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 12 給製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 12 給製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 会共用地取得対策の制度拡充について 4 特別支援教育の水準確保とその財源保障について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の発見を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を持定を		について	36
国保の国庫負担金減額措置の廃止について 5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について 6 予防接種事業に対する財政支援について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 10 ドクターへリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 2 河川の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42		3 保健・予防事業に対する財政支援について	36
5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について 6 予防接種事業に対する財政支援について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 2 河川の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 2 教育指導体制の強化について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42		4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する	
療費助成制度について 6 予防接種事業に対する財政支援について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 7 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 37 38 10 ドクターへリ運営費に係る市町村負担金の見直しに ついて 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設 について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 4 1 道路の整備促進について 39 4 2 2 河川の整備促進について 40 4 2 2 河川の整備促進について 40 4 2 4 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		国保の国庫負担金減額措置の廃止について	36
6 予防接種事業に対する財政支援について 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 7 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しに ついて 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設 について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 2 河川の整備促進について 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 行り、数育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 4 公共用地取得対策の制度について 4 付り、数字級編制の実現について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に発展を対しませばないより 4 特別などのは、2 対域などのは、2 対域などのなどのは、2 対域などのは、2 対域などのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのなどのな		5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医	
7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 37 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 38 10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しに ついて 38 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設 について 39 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について いて 39 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 4 分表学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 4 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		療費助成制度について	37
8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 10 ドクターへリ運営費に係る市町村負担金の見直しに ついて 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設 について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設につ いて 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 2 河川の整備促進について 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度が定じついて 4 公共同対策を制度が表面が関係でいて 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 2 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて		6 予防接種事業に対する財政支援について	37
7 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 10 ドクターへり運営費に係る市町村負担金の見直しに ついて 38 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設 について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設につ いて 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 2 河川の整備促進について 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 な対解劇が表現について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に発展していた。4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 4 特別支援教育の推進に発展していた。4 特別支援教育の対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対域を対		7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について	37
9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について 10 ドクターへり運営費に係る市町村負担金の見直しに ついて 38 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設 について 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設につ いて 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 2 河川の整備促進について 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 公共用地取得対策の制度拡充について 4 特別支援教育の水準確保とその財源保障について 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について		8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減につい	
10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しに ついて 38 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設 について 39 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 2 河川の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 2 教育指導体制の強化について 41 3 少人数学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		て	37
7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 40 名表 2 教育指導体制の強化について 40 名 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 名 4 公共用地取得对策の制度拡充について 41 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4 名 4		9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について	38
11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について 39 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 2 河川の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 2 教育指導体制の強化について 41 3 少人数学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しに	
について   12		ついて	38
12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について 39 6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 2 河川の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 2 教育指導体制の強化について 41 3 少人数学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設	
8 部市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 2 河川の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 41 2 教育指導体制の強化について 41 3 少人数学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		について	39
6 都市基盤整備の推進 1 道路の整備促進について 40 2 河川の整備促進について 40 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 41 2 教育指導体制の強化について 41 3 少人数学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設につ	
2 河川の整備促進について403 急傾斜地崩壊防止事業の促進について404 公共用地取得対策の制度拡充について407 教育振興対策の推進1 義務教育の水準確保とその財源保障について412 教育指導体制の強化について413 少人数学級編制の実現について414 特別支援教育の推進に係る体制整備について425 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて42		いて	39
2 河川の整備促進について403 急傾斜地崩壊防止事業の促進について404 公共用地取得対策の制度拡充について407 教育振興対策の推進1 義務教育の水準確保とその財源保障について412 教育指導体制の強化について413 少人数学級編制の実現について414 特別支援教育の推進に係る体制整備について425 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて42			
3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について 40 4 公共用地取得対策の制度拡充について 40 7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 2 教育指導体制の強化について 41 3 少人数学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42	6 都市基盤整備の推進	1 道路の整備促進について	40
4 公共用地取得対策の制度拡充について407 教育振興対策の推進1 義務教育の水準確保とその財源保障について412 教育指導体制の強化について413 少人数学級編制の実現について414 特別支援教育の推進に係る体制整備について425 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて42		2 河川の整備促進について	40
7 教育振興対策の推進 1 義務教育の水準確保とその財源保障について 41 2 教育指導体制の強化について 41 3 少人数学級編制の実現について 41 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について 42 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について	40
2 教育指導体制の強化について413 少人数学級編制の実現について414 特別支援教育の推進に係る体制整備について425 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて42		4 公共用地取得対策の制度拡充について	40
2 教育指導体制の強化について413 少人数学級編制の実現について414 特別支援教育の推進に係る体制整備について425 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて42			
3 少人数学級編制の実現について       41         4 特別支援教育の推進に係る体制整備について       42         5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて       42	7 教育振興対策の推進	1 義務教育の水準確保とその財源保障について	41
4特別支援教育の推進に係る体制整備について425私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて42		2 教育指導体制の強化について	41
5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて 42		3 少人数学級編制の実現について	41
		4 特別支援教育の推進に係る体制整備について	42
6 社会勘容協設(八尺館)の敷借に対する諸田判由の		5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて	42
0 任玄教月旭政(五八昭)の金浦に対する補助制度の		6 社会教育施設(公民館)の整備に対する補助制度の	
拡充について 42		拡充について	42
7 養護学校の通学に関する支援について 42		7 養護学校の通学に関する支援について	42
8 小規模学童保育の国庫補助対象の充実について 43		8 小規模学童保育の国庫補助対象の充実について	43

## 1 町村財政基盤の整備

#### 1 地方税制等の改正について

地方税源の確保と充実を目指し、負担の公平性及び税務事務の合理化を図るため、次のとおり措置を講じられるよう国への働きかけ及び県の取組を要望します。

(1) 軽自動車税の税率の引上げと課税・徴収事務の省力化について

経済状況悪化の中、国民の低燃費志向のため、軽自動車への需要が増大する情勢下において、現行の軽自動車税に係る標準税率は昭和 59 年度から据置かれている状況にあり、性能面において遜色のない自動車税と比較すると非常に低い率となっている。町村においては貴重な財源である軽自動車税の税率について、地方分権・社会経済事情を考慮した税率に引き上げるよう引き続き国へ要望すること。

また、町村が行っている原動機付自転車等の登録事務及び賦課徴収事務について、省力 化の観点から自動車リサイクル法の手法に沿った新規登録時のみの賦課徴収制度の改正を 要望すること。

(2) 固定資産税の非課税等特別措置について

固定資産税に係る非課税等特別措置については、施策目的の達成されたものの早期廃止や縮減が必要である。また、現在優遇されている事業用賃貸建物等の住宅用地の特例措置並びに宗教法人や学校法人をはじめとする特定の者や資産については、租税の公平な負担の観点からも見直していく必要がある。町村の基幹税である固定資産税の確保の見地からも非課税措置の整理・縮減について国へ要望すること。

さらに、JR東日本・JR東海等の鉄軌道用地の評価は、現在沿接する土地の価格の約3分の1程度となっていることについても、評価方法を見直して評価額を引き上げることもあわせて要望すること。

(3) 家屋評価の簡素化等について

家屋評価は、専門性が高く複雑なものであり、納税者にとっても理解しにくいものとなっている。特に、複雑な非木造家屋の評点基準表については、より一層の整理合理化を行い、より簡素化することを引き続き国へ要望すること。

また、個人情報保護法の制定により、住民のプライバシーに関する意識が高まってきており、町村が行う評価事務に支障をきたす場面もある。そこで、家屋の評価が所有者の負担とならないような簡便な取得価格方式や平米単価方式などの導入について検討するよう国へ要望すること。

(4) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法について

土地に係る固定資産税及び都市計画税の税額算出方法については、税負担の公平の観点から負担調整措置等が講じられているが、このことは納税者にとって理解しにくいものとなっている。税額計算の簡素化を図り、納税者により一層理解しやすい税額計算の方法を検討されるよう、引き続き国へ働きかけること。

#### (5) 制度改正に伴うシステム改修費に対する更なる適正な財源措置について

国の制度改正等による個人住民税の電算システム改修は、膨大な経費を要し、その経費のほとんどは各町村の負担になっており、厳しい財政状況の中でその対応に苦慮している。国や県の助成措置もあるが、その額は決して充分とはいえず、制度改正の内容によっては多大な経費が生じ、町村には過重な負担となっていることから、更なる適正な財政措置がなされるよう引き続き国へ要望すること。

また、システム改修に伴い、恒久的に発生する、情報伝達に要する費用に関しても財政 措置を講ずるよう国へ要望すること。

#### (6) 郵便事業㈱及び郵便局㈱所有の固定資産税に係る課税について

旧郵政公社が民営化されたことにより、市町村納付金が廃止され、固定資産税及び都市計画税として納付されることとなったが、地方税法の一部改正により郵便事業㈱及び郵便局㈱所有の固定資産に係る課税については、平成20年度から平成24年度までの課税標準をその2分の1とする特例措置が創設された。今後平成29年9月末までの完全民営化という解釈により特例措置が延長されるのではとの懸念がある。よって、課税の公平の観点から平成25年度以降の特例措置について、延長がないように国へ要望すること。

#### (7) 建物の表題登記について

不動産登記法第47条に建物の表題登記の申請について及び同法第164条に過料についてが規定されているものの、家屋の未登記が多く見受けられ、町村における固定資産税の賦課に苦慮しているところであり、国において建物の表題登記をするよう指導等の徹底を国へ要望すること。

#### (8) 個人住民税の課税に係る公平性の確保について

個人住民税の均等割の非課税限度額については、町村の条例で定める金額以下である人については、均等割が課税されないことになっている。この「町村の条例で定める金額」については、地方税法施行令及び同施行規則で生活保護級地区分に応じて定められている一定の率を乗じて得た金額を参酌して定めることから、均等割の非課税基準額は、生活保護級地区分に基づき、町村により違いが生じている。同一の県に居住し、同一の所得であるにもかかわらず、住んでいる町村の生活保護級地区分に応じ、個人住民税が課せられる、課せれないという不公平が生じている。県民税の負担の公平性という観点からも問題があるので、非課税限度額について全国の町村が同一となるように地方税法の改正等も含め、国へ要望すること。(1級地で収入金額100万円以下が非課税、3級地で93万円以下が非課税である。)

#### (9) 法人町民税の予定納税の還付加算金について

法人町村民税の予定納税について、確定申告により法人税割が生じなかった場合、予定納税した税額を還付することになる。その際、還付加算金も合わせて計算して、還付することになっている。現在、この還付加算金については、還付する金額に年 7.3% (当分の間、前年の 11 月 30 日経過時における日本銀行法により定められる商業手形の基準割引率に年 4%を加算した割合が年 7.3%に満たない場合には、当該商業手形の基準割引率に年 4%を加算した割合)の割合を乗じて計算した金額となっている。この割合(現在は、年 4.3%)

というのは、金融機関の普通預金や定期預金の金利よりも高く、法人にとっては、高金利ではあるが、町村にとっては高負担であるので、地方税を改正するよう国へ要望すること。

(10) 個人住民税の現年課税について

所得税と異なり、個人住民税は翌年課税となっている。そのため、所得の発生年とそれに係る所得割にズレが生じており、負担能力に合致しているとは思えない。特に昨今の経済状態では、雇用の不安定もあり、徴収の面でも苦労しているところである。よって、所得税と同様に現年課税とするよう国へ要望すること。

(11) 公的年金の特別徴収について

公的年金に係る特別徴収について、現在、本徴収と仮徴収に分けて事務を行っているが この仮徴収部分について、本来の住民税の性質から見ても実態に沿わない制度と言える。 また、事務が複雑になるばかりで、納税者の理解も得にくい。この仮徴収部分を廃止し、 本徴収のみで対応出来るよう制度の見直しを検討するよう国へ要望すること。

- (12) 税制改正に伴う個人住民税システム改修経費及び運営費等の適正な補助について制度改正に伴うシステム改修費は、徴収取扱費に算定上含まれているとのことだが、納税者数に比例して経費がかかるわけでもなく、改正内容によっては膨大な経費になる場合もあり、その経費は町村の財政運営の大きな圧迫要因となっている。個人住民税の4割は県民税であることを踏まえ、町村のシステム改修費や年金の特別徴収導入に伴う、(社)地方税電子化協議会に対する事務運営費やシステム運用関係費・ASP費用等は恒久的に発生するものであり、県が適正かつ応分の負担をする施策を早急に検討し実施すること。
- (13) 「神奈川県地方税収対策推進協議会」による個人住民税特別徴収100%への取組について地方税法では、所得税を源泉徴収している事業者は、従業員の住民税を特別徴収することとなっているが、罰則規定がないため実施していない事業者がある。また、実施事業者でもパート従業員等非正規労働者の多くは、普通徴収とされ年間 4 回の納付となっているのが現状である。普通徴収では 1 回の納付額も多く負担も大きくなり、昨今の不景気も重なり、徴収の面からも大変苦慮しているのが現状である。収納率向上のためには、特別徴収義務者を増やすことが重要であると考えられるが、一自治体だけでは周知・理解を得ることは困難である。そこで、「神奈川県地方税収対策推進協議会」として、個人住民税の特別徴収制度について県内自治体の完全実施に向けて主動すること。

#### 2 水道企業債に対する財政優遇措置について

水道事業においては、近年の鉛管問題、クリプトスポリジウムなどの問題への対応、更には 老朽管の布設替えなど、より安全で良質な水道水を将来にわたり安定的に供給できる施設の整 備を進めて行く必要があります。しかし、これに要する巨額な資金は、ほとんどを企業債に頼 るため、財政面では企業債元利償還金が年々増加して大きな負担となり、経営状況の悪化、ひ いては水道料金の値上げを助長することが考えられます。

つきましては、水道事業の財政健全化をより一層図るため、次の措置を講ずるよう引き続き 国への働きかけを要望します。

- (1) 政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、貸付利率の引下げ、償還年限の延長など、発行条件の緩和を図ること。
- (2) 高料金対策借換債の条件を緩和するとともに、政府資金についてもその対象とすること。

#### 3 県貸付金の要件について

県貸付金は、同要綱の取扱要領で「年度内に完了不可能と認められる事業」については、貸付を制限又は行わないと定められています。しかしながら、昨今の公共工事においては、想定外の情勢が起こることもあり、やむなく次年度へ繰越せざるを得ないことがあります。その結果、一般財源で賄うこととなり、財政運営に支障をきたしかねない状況となってしまいます。やむを得ず事業を翌年度へ繰り越す場合においても、通常の起債同様に貸付金の繰越しが可能となるよう要望します。

#### 4 ふるさと雇用再生特別基金事業等の継続について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響による雇用情勢の悪化が懸念されるとともに、東日本大震災による被災者につきましても、避難先で仕事がなく、不安な日々を過ごしているのが現状です。しかし、震災の影響により雇用情勢の悪化が懸念される中におきましては、企業努力のみでは雇用が促進されることは考えにくい状況であると言わざるをえません。

一方、地方自治体をみましても、税収の減等による厳しい財政状況の中、例えば、公共事業 を積極的に行うこと等による新たな雇用創出は難しいのが現状です。

そこで、県におかれましては、平成24年3月末をもって終了が予定されている国の施策である「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業臨時特例基金事業」の継続を国に働きかけていただき、更なる雇用の促進に取り組まれるよう強く要望します。

#### 5 地方議会議員年金制度の廃止に伴う予算措置について

地方議会議員年金制度は、国策として行われた先の「平成の大合併」により町村数と町村議会議員数が激減したために、平成23年6月1日をもって廃止となったが、廃止に伴う経過措置として給付に要する費用の配分は普通交付税措置のため、不交付団体は、多額の負担を負うことになります。

国は、普通交付税措置によるのではなく、特別な交付金として全地方団体が等しく確実な財源措置となるよう国への働きかけを要望します。

## 2 地域情報化施策の推進

#### 1 神奈川県町村情報システム共同事業組合への支援について

当組合は、平成23年4月1日一部事務組合としてスタートを切ることができ、関係者の努力はもちろんのこと、県の支援にも深く感謝をしています。

現在は、画期的で先進的な取組として他自治体から注目され、視察や調査研修にみえる団体も非常に多くなっています。

ただ、この取組は始まったばかりであり、対象としていく分野は、これからも拡大する必要があるので、引き続き県には財政的及び技術的支援を要望します。

#### 2 地上波放送デジタル化に伴うテレビ共同受信施設事業に対する支援措置について

町村の一部の地域では、山間部特有の複雑な地形のため、テレビ電波が良好に受信できる地域と異なり、テレビ共同受信施設により地上波テレビ放送を受信し、また、個別アンテナ受信者も劣悪な環境で受信しています。

本年の地上波デジタル放送への完全移行に伴い、地上デジタル放送の受信エリアは拡大されましたが、エリア外のテレビ共同受信施設やエリア内であっても受信不可能な箇所が取り残される事例があり、共同受信施設事業の重要性はさらに増すことと思われます。

このため、中には加入者が減少しても規模を縮小して存続せざるを得ない共同受信施設が生じることが懸念され、共同受信施設のすべてがデジタル化に対応するための設備更改等にかかると想定される費用は、小規模な事業者の重い負担となることが考えられます。

国では平成20年度に「辺地共聴施設整備事業補助金」の交付を決定していますが、国の負担額は補助対象経費の1/2であり、また、共同受信施設を利用している地域は新たな難視聴地域に該当しないため、この補助金を申請しても事業者の負担は決して少なくならないと思われます。

つきましては、山間部町村等の条件不利地域のテレビ共同受信施設事業に対する国による負担措置を、補助対象経費の満額とされるよう国への働きかけを要望します。

#### 3 携帯電話電波塔設置の促進について

町村部の山間地域はその大部分が山林で、国定公園や県立自然公園地域に指定されている自然豊な地域であることから、昨今、自然回帰志向などを背景に観光客や登山客などが増加している状況にあります。

つきましては、地域住民の安全安心の確保はもとより、広く観光客等の緊急時の連絡のため、 県立自然公園や国定公園を管理する県が率先し、緊急時に有効な携帯電話が使用できる環境の 整備をするよう要望します。

## 4 戸籍コンピュータ導入に伴う財源措置について

住民や利用者への行政サービスの向上と事務の改善を図るため、町村では戸籍の電子化を進めていますが、導入後のランニングコストについて、大きな財政負担を強いられています。

つきましては、ランニングコスト及びソフトの更新に要する費用等を含めた運営経費に対し、 適切な財政措置を講ずるよう、国への働きかけを要望します。

また、いまだ導入されていない自治体に対し、導入費用についても同様な財政措置を講ずるよう、あわせて要望します。

## 3 自然環境の保全及び農林業振興対策の推進

#### 1 有害鳥獣対策の強化充実について

有害鳥獣対策については、町村においても有害鳥獣捕獲の実施、猟区設定等を積極的に実施 していますが、野猿、鹿、イノシシ等による農作物への被害は一向に減っておらず、個体数も 増加しています。つきましては、現在の施策の効果をよく見極め、野猿、鹿の個体数の適正管 理対策や現行の補助事業の強化など、地域の実情に合った総合的かつ実効性のある対策を講ず るため、次の事項を実現するよう要望します。

(1) 「第2次神奈川県ニホンザル保護管理計画」は平成23年度が最終年度であるが、引き続き「群れ」の捕獲や追い上げ等抜本的解決を図るための施策とすること。

また、ニホンザルは、群が市町村域を越えて移動するため個別市町村の取組では捕獲が難しく、また、捕獲には相当の費用と技術を必要とするため効果的な取組には県単位で捕獲・処分することを「第3次神奈川県ニホンザル保護管理計画」に盛り込むこと。

- (2) 野生動物の生息環境を整備するため、県有林の天然林(広葉樹)施業の積極的推進。
- (3) 町村が行う有害獣防護柵整備事業及び小規模農地の被害対策事業の補助金の予算確保及び支援の拡充。
- (4) 有害鳥獣の被害に対する効果的な予算措置の実施。特に鳥獣保護管理対策事業補助制度の充実強化。
- (5) 広域的に移動する野猿、シカ、ツキノワグマ、イノシシ等の対策については、町村単独 での実施は非常に困難であり、近隣市町村との協同・調整が必要不可欠であるので、次の 広域的な体制を早期に確立すること。
  - ・ 広域的な被害防止対策と人身被害防止対策の推進
  - 広域的な駆除体制の確立と駆除事務の迅速化
  - ・ 捕獲後の野猿等に関する広域体制の確立
- (6) 広域獣害防止電気柵の設置について、設置効果を維持するためには、電気柵周辺における雑草の除去等の環境整備が必要不可欠であり、設置に係る費用のみならず、草刈等の維持管理に要する経費についても、補助対象とすること。
- (7) 鹿の将来的な捕獲頭数が減少すると見込まれているが、将来的な計画等を策定したいと考えていることから、生態調査の再調査を実施すること。

また、食肉処理マニュアルの策定も検討すること。

#### 2 外来生物被害対策に対する支援について

アライグマ・タイワンリスによる生活被害・農業被害・生態系被害がともに深刻化しています。被害を受けている市町村では、捕獲に力を入れて防除を行っているが、県内での分布域は 拡大傾向にあります。これらの外来生物による被害の早急な解決のため、次の事項について要望します。

- (1) タイワンリスは森林を利用して繁殖・分布拡大するため、住宅地や農地での捕獲だけでは根絶は困難である。また、県西部には丹沢等の貴重な森林があり、このまま分布が拡大した場合、そこに生息するニホンリスが排除されることも懸念される。タイワンリスについてもモニタリングを行うとともに、県で防除計画を策定し早急に対策を講ずること。
- (2) 外来生物の防除は従来の鳥獣被害対策とは異質であり、あくまで根絶を目指すものである。しかもその被害は市町村規模に関わらず発生するため、補助金は一律の割合ではなく、被害状況や防除の取組によって上乗せすること。なお、23 年度内示額は要望額より減額されていたが、早期根絶のためにも、最低でも市町村要望額分の補助金の確保をすること。
- (3) 動物福祉や、感染症拡散予防の観点から、捕獲個体の殺処分は安楽殺が望ましいが、そのためには一定の施設や獣医師の協力が必要である。また、焼却炉の規模によっては殺処分後の死体の焼却もできないため、これらの処分を業者委託している市町村が多い。委託料削減のためにも、受け入れ先の確保や受け入れ体制の整備をすること。

#### 3 ヤマビル駆除対策の強化について

丹沢大山地域の農村では、登山道や農耕地等で数多くのヤマビルが発生し、農林業従事者や観光客、登山者などが多大な吸血被害を受けています。また、近年では民家の庭先でも生息が確認され、年々生息域は広域的に拡大しており、人的被害も増加し、現在では市町村単独の問題ではすまなくなってきています。

これまでの研究内容や各助成制度を踏まえて、現段階で実施可能な効率的で効果的な対処方法について、市町村とともに継続的に取り組むよう次の事項について要望します。

- (1) ヤマビルの駆除、防除対策の更なる研究と情報提供、町村が実施するヤマビル被害防除対策事業に対する県の財政的支援の継続・拡大。
- (2) 県のヤマビル対策共同研究によると、ヤマビルの広域にわたる生息域の拡大要因の一つとして、ニホンジカの生息数の広域・拡大が上げられている。このため、農作物への被害対策を目的とした防鹿柵の設置にとどまらず、ヤマビル被害撲滅に向けた防鹿柵の設置や既存柵の撤去などの補助事業などの拡充。

特に、県が丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園として管理する宮ヶ瀬湖畔園地内においても、シカ等によってヤマビルの生息域が拡大し、住宅地域や観光客にまで被害が及んでいる状況であり、早急な対策を講ずること。

(3) 県による生息域や生息環境などの生息分布調査研究や忌避、殺ヒル薬剤の効果調査研究、 環境影響調査、茶園等の農耕地管理調査研究などの、現在の研究成果を踏まえた駆除や拡 大防止策の積極的な実施と、抜本的なヤマビル撲滅に向けた駆除対策等の実施。

#### 4 河川区域内の草木の除草・伐採及び草刈団体への支援について

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等につきましては、定期的に実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施しています。

しかしながら、河川全域では、不十分な個所も見受けられることから、更なる草木の除草並 びに伐採を要望します。

さらに河川内の雑木の伐採や草木の除草につきましては、地元の住民や各種団体がボランティアで行っていることから、引き続き活動を行うための助成制度の創設を併せて要望します。

#### 5 住宅用太陽光発電導入促進について

住宅への太陽光発電の導入により、家庭からの温室効果ガスの排出の抑制を図り、もって地球温暖化防止に寄与する事業であり、住民が積極的に地球環境保全に参加するためにも、県内200万戸への太陽光パネルの実質無償設置を掲げた知事公約の実現を要望します。

また、住宅用太陽光発電システム設置に対する助成について、市町村の補助制度に対し県が 上乗せ補助する形で実施されているが、現在の補助制度の状況も踏まえ、平成 24 年度の予算 措置や、新制度の検討等については、十分な検討を行う中で市町村に対する適切な情報提供と 共に、自然エネルギーの有効活用に対する県の積極的な推進を要望します。

#### 6 家庭用新エネルギー導入促進補助事業の拡大について

東日本大震災に伴う電力供給不足や地球温暖化防止に係る対策を図るため、新エネルギー導 入促進の拡大を図ることが重要であります。

国では、新エネルギー導入促進の拡大を図るため、住宅用太陽光発電導入支援対策補助金をはじめ、クリーンエネルギー自動車等導入費補助事業、民生用燃料電池導入支援事業、ガスコージェネレーション推進事業補助金等、家庭用新エネルギー導入促進に向けて事業の拡大を図っています。

県においても住宅用太陽光発電設備設置費補助金や電気自動車購入費補助金により新エネルギーの導入促進を進めているが、エネファームやエコウィル等の家庭用新エネルギーの更なる拡大を図るため、各種補助事業の創設を検討されるよう要望します。

#### 7 自然保護奨励金の拡充について

自然保護奨励金制度では、奨励金交付面積が1haとなっていますが、零細林家の多い町での森林整備をより拡充できますよう対象面積の引下げを要望します。

## 4 福祉施策の充実

#### 1 児童福祉の充実について

- (1) 本年 10 月からの子ども手当については、全国一律の制度であることから、子ども手当支 給に係る現行の地方負担を廃止し、全額国庫負担とするよう、国に対して引き続き強く働 きかけること。
- (2) 子育て支援事業については、平成 23 年度国の子ども手当制度に係る県の代替単独事業として行われるが、少子化対策に係る子育て支援事業に重要性は、財政状況の厳しい中、次世代育成支援対策を推進しなければならない市町村としては、歓迎するものであり、23 年度だけではなく県で制度化し継続されること。
- (3) 多様化する児童相談業務は、専門的な知識と経験を要するとともに、複数業務を担当している町村職員には個別ケースに長時間をかけて関わることが困難であるため、県からの専門職員を派遣すること。

また、相談体制の整備として、専用相談室、専用の電話回線及び児童福祉司等の資格を 持つ専門の相談スタッフの確保など町村の財政状況では大変厳しいものがあるので、新た な補助制度の創設などの財政的支援をすること。

(4) 民間保育所運営費助成について補助基準の見直しがなされたが、小規模保育所の財政状況には厳しいものがある。現在、保護者の就労形態の多様化等により、一時・特定保育など特別保育の需要が増えてきており、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画により保育サービスの量的拡大が予想される中で、今後、民間保育所運営費補助金はさらに大きな財源が必要となっている。

したがって、少子化対策における小規模保育施設の安定的な経営を維持するために、開 所時間延長加算金や、障害児保育加算金、調理員雇用費はもとより保育の質を保つための 保育師等の加配や、一時・特定保育する場合の優遇措置の追加等、財源確保に向けた補助 基準の策定をするとともに、基準どおり満額交付すること。

また、発達障害児等への福祉施策の拡充を図るための新たな支援制度を創設するとともに、障害児保育実施要綱の見直しや補助員等職員の配置に伴う人件費補助などの財政支援についても、国に強く働きかけると同時に、県としても支援等を講ずること。

(5) 放課後児童健全事業について、国は放課後等における子どもたちの安全で、健やかな居場所づくりを推進するということで、放課後子どもプラン推進事業費に国庫補助金を交付しているが、この国庫補助基準では、児童数が10人未満や年間開所日250日未満の放課後児童クラブは補助対象外となってしまいます。地域の状況を踏まえ、制限を廃止し、少人数のクラブ等でも対象とするよう、国へ働きかけること。

#### 2 障害者福祉の充実について

(1) 地域生活支援事業は、統合補助金として予め定められた額を、事前に市町村からの事業協議を受けず事業実績と人口に応じて国が補助額を内示することとされているが、サービスの充実を図ろうとしても、必要とする補助金額が配分されるとは限らない。市町村が従来の障害福祉サービスの水準を下げることなく、より一層充実していけるよう、十分な財源確保を図ること。

また、国の要綱改正により市町村が独自に個人給付を行い、または個人負担を直接的に 軽減する事業である「福祉タクシー助成、自動車燃料費助成」などの事業が、補助対象外 となったところであるが、事業の上限を設けず、自立支援給付の補助率と同様となるとと もに、市町村が独自に個人給付している事業などを、従前どおり補助対象とされること。

(2) 障害者自立支援法が施行され、障害者及び障害児が自立した地域生活を営むことができ、 必要な福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、抜本的な見直 しが行われたところであるが、居宅介護をはじめ生活介護、グループホーム・ケアホーム などの提供事業者は、著しい地域格差が生じており、身近にサービスが受けられない状況 にあるので、障害福祉サービスに係る社会資源の整備について、事業者への働きかけなど の特段の支援を行うこと。

障害のある方が、自立した生活を送れる地域社会の実現を目指すことを目的として、平成 18 年度から施行された障害者自立支援法は利用者負担 1 割が設けられ、平成 19・20 年度に国の緊急的・経過的な特別対策として利用者負担額の軽減策が実施され、さらに平成 22 年度から低所得者(市町村民税非課税)の障害者等の障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となったことにより、市町村の財政負担の増加が見込まれる状況である。

このため、自立支援給付に伴う財政負担は引き続き市町村の財政を大きく圧迫しており、 障害者に対する福祉サービスを維持することや、新たな社会福祉に関連する専門職員の養 成・確保が困難となっている。ついては、障害者に対する基本的な生活支援サービスが県 域に平等に提供されるよう、自立支援給付の現状補助率国1/2、県1/4を維持するこ と。

さらに、現在地域生活支援事業に位置付けられている移動支援事業については、自立支援給付におくことで、義務的経費として明確な費用負担を行い、保護者からの要望の多い通学支援の充実を図っていくこと。

(3) 障害者地域作業所については、県でスタートした制度であり、障害者の作業訓練や日中活動など地域生活を支える場として、その役割は大変大きなものがある。県は地域活動支援センター等を含めた法定内事業への移行について、補助金等今後の支援について検討されているが、自立支援法における法定基準を満たさない小規模作業所については、法定基準のみを対象とせず、県が独自の施策を展開するなど、今まで作業所が担ってきた役割等が失われることなく、障害者地域作業所の機能が十分確保できるよう、現行運営費補助の継続と支援体制を充実すること。

(4) 重度障害者医療費制度については、今後の医療保険制度改革や、重度障害者数の増加傾向を考えると、制度を将来にわたって安定的かつ継続的に維持、運営していくことが困難となっている。

このため、県と市町村の部会で制度の見直しについて検討を行っているが、市町村の財政事情を考慮のうえ、現状の補助率1/2を維持すること。

また、重度障害者になった年齢が65歳以上を県重度障害者医療費助成制度の対象外としたことで、 町の負担が増加するので、制度の対象とすること。

(5) 在宅の重症心身障害児は、家族(保護者)の入院及び重症心身障害児の兄弟の学校行事等に家族(保護者)が参加する際に、一時的に介護が受けられるようにすることや、介護者等の休養(レスパイト)のため短期入所を利用して在宅生活の継続を図っていくことが必要不可欠になっている。

短期入所利用者の円滑な利用が図られるよう、各重症心身障害児施設の調整を行う努力をするとともに、さらなる保護者の利用ニーズに応えるため、短期入所枠の拡大や、利用ニーズの高い時期における受け入れの拡大をすること。

### 3 介護保険制度の改善について

- (1) 介護保険給付費の負担について、国負担の居宅給付分 25%及び施設等給付費分 20%にそれぞれ 5%の調整交付金が含まれているが、この調整交付金については、第1号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、算定方法の見直し等の財政措置を国へ働きかけること。
- (2) 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置については、制度改正により低所得者(非課税世帯)の細分化が図られたが、保険料の段階設定や減免制度など市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法の制度として明確な位置付けをするとともに、必要十分な財政支援措置を講ずるよう国へ働きかけること。
- (3) 介護保険法においては、施設介護よりも在宅介護を重視しているが、在宅介護については、家族等の介護なしには成立しないにもかかわらず、制度上家族介護に対する支援が不十分なことから、施設介護を希望する方が増加する傾向にある。

また、特別養護老人ホームにつきましては、実態的には不足している現況にあり、家族介護の積極的な促進が必要不可欠な状況にある。このようなことから、介護家族等に対する慰労制度を充実するよう国へ働きかけること。

- (4) 介護報酬は、介護サービス事業者の経営状況、保険財政の状況、経済動向の状況などにより決まると認識しているが、既存の事業者などからその引上げの要望が寄せられている。また、小規模多機能型居宅介護のように、その事業所の整備がなかなか進まないという現実も介護報酬に大きな原因があると思われる。このような問題を解決すべく現状の分析に基づき更なる介護報酬の見直しを国へ働きかけること。
- (5) 介護従事者の処遇改善を目的に、制度開始以来、介護報酬が初のプラス改定となったが、 結果として利用者の負担増とサービス利用制限を招いている。

第5期事業計画においても、報酬改定等により保険料の上昇に影響が出ないよう措置を

講ずるとともに、事業者に対して交付された処遇改善交付金の充実を図っていただくこと 及び処遇改善交付金の使われ方について事後調査を徹底するよう働きかけていくこと。

### 4 老人クラブ活動等事業(老人クラブ助成事業)の基準緩和について

現行の高齢者在宅福祉事業補助金基準では、単位老人クラブ会員数が概ね 50 人以上(運用 常時 30 人以上)が補助対象となっています。

しかし、地域性等から少人数で構成せざる得ない状況においても活動が活発に行われている 単位老人クラブもあるので、会員数の基準を撤廃し、少人数の単位老人クラブも補助対象とす るよう要望します。

#### 5 生活保護法による級地の是正及び制度の見直しについて

首都圏域に位置する本県では、全域的に都市化が進み、日常生活において大都市地域と周辺地域との格差がなくなっています。生活保護者の安定した生活を確保するため、実態に応じた級地区分への引上げを行うとともに、生活保護基準の引下げや国庫負担の削減については、地域の実情に即した制度の見直しを行うよう強く国へ働きかけることを要望します。

また、障害者自立支援法の施行に伴い、生活保護者の更生医療等他法優先については、県による町村への支援策を講ずるよう要望します。

## 6 観光地における国・県設置の公衆トイレへの身体障害者用オストメイト対応装置の 設置について

近年、障害者の社会参加が増加している中、県内には多くの観光客が来訪しており、その中には障害者の旅行客も含まれていることから、観光地の町では、町が設置しているトイレについては、オストメイトに対応した整備を図っているところです。

つきましては、国・県が設置している公衆トイレについても、身体障害者が安心・清潔に使用できるオストメイトに対応する洗浄装置の設置を要望します。

## 5 保健医療・衛生対策の充実

#### 1 地域医療体制の充実について

少子高齢化が進む中、安全で安心して子育てが出来る社会を創るため、産科・婦人科・小児 科医師の確保、育成及び診療機関の新設・継続等を促進し、地域における医療体制の充実を図 る施策を推進するよう、国へ働きかけることを要望します。

#### 2 小児医療費助成事業の改善及び国の助成制度の創設について

少子化対策の拡充が社会的要請として叫ばれている中、子育て支援策の一つである小児医療 費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、また、その内容も それぞれ異なっていることから、県域全体としての施策の制度的統一が求められます。このた め、県の補助制度について、補助対象年齢の引上げや所得制限の撤廃を要望します。

また、都道府県の補助施策にも格差が生じていることから、国による新たな統一的な助成制 度の創設を働きかけるよう、重ねて要望します。

#### 3 保健・予防事業に対する財政支援について

母子健康診査事業の国庫補助負担金が廃止され、また基本健康診査や健康教育事業などの保健事業の交付基準額引下げにより実質的に補助負担金額の引下げが行われるとともに、県単独補助についても廃止又は削減が行われています。このような措置は、実質的な市町村への負担転嫁と言えます。さらに、予防接種に要する費用についても、法の規定により市町村が実施すべき予防接種は全ての負担を余儀なくされています。

地域における健康日本 21 の推進、健康増進法に基づく健康づくりや疾病予防を積極的に推 進するための環境整備が求められるなど、市町村が果たす役割はますます大きくなっています。 つきましては、保健事業の適正な実施とサービスの維持向上を図り、併せて予防事業の確実 な実施に向けて、県の財政支援を強く要望します。

## 4 各種医療費助成制度等の町村単独事業実施に対する国保の国庫負担金減額措置の廃 止について

県内町村では、町村の単独事業として障害者の医療費助成、小児の医療費助成、ひとり親家 庭等の医療費助成、高齢者の医療費助成を行っていますが、これらの医療費助成は、社会的弱 者とされる人々の健康の確保と福祉の向上に大きな役割を担っています。このため、これらの 事業に伴う国保の財源である療養給付費等負担金の減額措置については、廃止するよう国への 働きかけを要望します。

#### 5 重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度について

重度障害者医療費・小児医療費・ひとり親家庭等医療費助成制度は、保険医療制度の見直し や対象者の増加などに伴い事業費が増加しており、制度の安定的な運営を図るため、県と市町 村が一体となって「医療費助成制度見直し検討会」を設置し、見直しが行われたところです。 しかしながら、一部負担金の導入、対象者や所得の制限においては、実施主体である各市町 村において、助成制度に大きな格差が生じつつあり、同じ県民でありながら不公平感が生じる ことを危惧しています。

つきましては、今後この格差が縮小するよう県の主導により改善策を実施していくように、 また、併せて、法律等に基づく全国統一した助成制度を構築するよう、国への働きかけを要望 します。

#### 6 予防接種事業に対する財政支援について

予防接種法の改正に伴い、国及び都道府県の負担の範囲が臨時予防接種事業に限ることとされたため、市町村の財政負担は増大する一方となっています。

つきましては、このような新たな地方への負担を伴う施策については、地方の意見を十分に聞いた上で実施するとともに、その費用の負担については、従来の事業に加え、高齢者のインフルエンザ予防接種等定期の予防接種も含めて国及び県の負担の範囲とするよう、国への働きかけを重ねて要望します。

#### 7 肝炎対策基本法の対象となる医療費の支援について

肝炎対策基本法には、肝炎の被害に対する国の責任と関係組織それぞれの責務が規定されていますが、肝炎から肝がんへ進行した場合や他の合併症を併発した場合の費用についても、国の責務とすることを強く要望します。

また、生活保護世帯を含めた当該患者への対応が障害者自立支援法の規定による更生医療費の対象となっていることは、町村における医療費負担を増大させるものであり、早急な見直しを重ねて強く要望します。

#### 8 不育症・不妊症治療に係る経済的負担の軽減について

国、県では「不妊に悩む方への特定不妊治療支援事業」を実施しており、平成23年4月からは助成の拡大が図られ、体外受精及び顕微授精の保険外費用について、1回の治療につき15万円を限度に助成し、申請1年度目の方は年3回まで、2年度目以降の方については年2回まで、助成年度を通算して5年度、通算10回までとなりました。

しかしながら、妊娠しても流産や死産を繰り返し、出産に至らない「不育症」の治療については、医療保険が適用される一部の検査を除き、大部分は保険適用外となっており、経済的な面を始めとするさまざまな理由によって出産をあきらめざるを得ないという実態があります。 全国的には独自財源により先駆的に治療費の助成を行っている自治体もありますが、まだまだごく少数であり、厚生労働省や自治体に対し、治療費の保険適用や助成金の支給について多数 要望が寄せられているところです。

つきましては、不妊症・不育症治療の保険適用の早期実現並びに不育症治療の助成制度の創設について国へ働きかけるとともに、県においては不妊治療支援事業のさらなる拡充を図ることを要望します。

#### 9 生活保護世帯の人工透析に係る医療費について

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、自立支援医療(更生医療)において給付することとされており、保健福祉事務所を持たない町村において、新たな負担が生じることとなっている。生活保護世帯においては医療保険の適用がなく、人工透析に係る医療費は、非常に高額で年額では大きな負担となっています。

このうち、町村の負担は4分の1となっておりますが、財政規模の小さい町村においては、 予算の確保が厳しくなっており、特に年度途中での対象者の増加による場合はより一層厳しい 状況となっております。

また、生活保護世帯の心臓手術など他の更生医療費についても同様であり、早急な見直しを 強く要望します。

### 10 ドクターヘリ運営費に係る市町村負担金の見直しについて

本県におけるドクターへリの運営費については、平成13年11月に開催された「ドクターへリ事業打ち合わせ会」において、県から「財源負担の仕組み(当時=国4/6、県2/6)が変更された場合の事業費については、国の負担分を除き、県及び市町村で負担する」との基本的な考え方が示され、その後、平成16年度から国の負担割合が変更  $(4/6 \rightarrow 3/6)$  された際に、国の削減 (1/6) 分は市町村が負担することとなり、現在に至っているものです。

この間、国では「ドクターヘリ特別措置法」が成立し、平成20年6月には、「ドクターヘリを含む救急医療体制の一層の整備」を盛り込んだ「経済財政改革の基本方針2008」が閣議決定され、県負担分については地方交付税で措置されることとなりました。

しかしながら、財源措置が「普通交付税」であり、必ずしも本事業に使用されているとは言い難いことから、平成21年3月の「特別交付税に関する省令の一部改正」において、都道府県負担分の2分の1を特別地方交付税で措置することとされたところです。

ドクターへリを利用する方は必ずしも地元の住民とは限らず、また、三次救急医療の確保については県の役割であると認識しており、さらに、市町村が事業費の一部を負担している都道府県は、全国的に見ても稀有な例となっております。

このように、ドクターへリ運営費に係る財源措置については、本県でドクターへリを導入した当時とは、大きく状況が変化していることから、運営費に係る市町村負担について、廃止もしくは負担割合の見直しを行うよう要望します。

#### 11 水道施設の改良・更新事業に対する補助制度の創設について

水道施設の改良や更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況です。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになります。安定した水道事業を運営するためにも、県による維持管理に係る補助制度の創設を要望します。

#### 12 鉛製水道管取換工事費に対する補助制度の創設について

利用者が安心して飲める、安全でおいしい水の提供に欠かせない、有害な鉛が水道水に溶け 出す鉛製水道管の取り換え工事は、水質基準の強化もあり、早急に整備する必要がある重要な 事業です。

しかしながら、財政基盤の脆弱な水道企業体にとって取換工事費の増嵩は大きな負担となるので、鉛管等の取換えに係る補助制度の創設を要望します。

## 6 都市基盤整備の推進

#### 1 道路の整備促進について

県内各地域を通る都市計画道路が計画され、順次整備されていますが、いまだ未整備箇所も多く、地域の交通渋滞を招くとともに、地域生活道路に通過車両が入り込むなど、良好な生活環境が脅かされています。道路整備の促進によって交通渋滞の緩和や計り知れない経済効果が期待されるので、早期にさがみ縦貫道路等の都市計画道路(国道及び県道)の整備を促進するよう要望します。

また、幹線道路及び生活道路の新設、改良等、整備の促進を要望します。

#### 2 河川の整備促進について

河川の整備は、災害防止の上からも、また、自然環境保全のためにも急務であるため、改修、 復旧事業の拡充等、築堤を含めた河川の整備促進を要望します。

また、河川敷へのごみの不法投棄と枯草火災が発生しているので、管理者として積極的に対 処するよう強く要望します。

さらに、中小河川の河口周辺は県が実施した津波沿岸到達予測でも津波による甚大な被害が 想定されるので、早急な整備の検討と実施を要望します。

#### 3 急傾斜地崩壊防止事業の促進について

この度の東日本大震災と同様、本県も地震の切迫性が叫ばれております。

県では急傾斜地の崩壊防止工事を実施していますが、防災対策上早急な整備が必要なため、より一層の事業促進及び県民の生命、財産を積極的に守るための特段の配慮を要望します。

また、町村部には優先順位に至らず、未だ数多くの急傾斜地崩壊危険箇所が存在しているほか、国や県の事業採択基準、特に保全人家戸数に至らない危険個所も数多くあることから、早急に調査を行うとともに、整備についても積極的に実施することを要望します。

#### 4 公共用地取得対策の制度拡充について

公共事業に伴う用地取得について、次の事項を国へ強力に働きかけるよう要望します。

- (1) 公共用地提供者に対する長期譲渡所得の特別控除の復活と控除額の引上げ
- (2) 収用事業に係る公共用地の代替地に対する譲渡所得の特別控除額の引上げと税率の軽減

## 7 教育振興対策の推進

#### 1 義務教育の水準確保とその財源保障について

そもそも義務教育は、国民として共通に身につけるべき基礎的資質を培うものであり、次世 代の国民育成の基盤です。したがって、全国一律に等しく良質の義務教育を子どもたちに提供 する責務を国は負っています。

義務教育の機会均等、教育水準の確保のために、国が積極的に責務を果たすとともに、義務 教育費国庫負担制度の見直しに当たっては、国から地方へ十分かつ確実な税財源移譲を行い、 地方への負担転嫁とならないよう財源保障を行うことを国に働きかけるよう要望します。

#### 2 教育指導体制の強化について

(1) いじめ、不登校問題など教育課題の山積は、町村部でも大きな課題であり、町村の乏しい財政力では、市と町村の教育力の格差が生じている。

したがって、「個に応じたきめ細やかな教育」や県内の町村の教育が大きな市と同じに 維持・展開していくためにも、県教育委員会とのパイプ役を担っている県単充て指導主事 の町村分配置を従来どおり継続すること。

また、本来適切で豊かな教育の実現のために、小中学校における教職員定数を根本から 見直すことについて、国に働きかけること。

(2) スクールカウンセラーは、中学校の保護者を中心に、児童生徒、教職員の相談をはじめ、不登校の児童生徒宅への家庭訪問、発達障害のある児童生徒への対応、エンカウンターの実施、教職員研修と幅広く活動し、不登校問題から非行への対応、人間関係の構築等、多岐に渡り効果を上げつつある一方で、小学校では発達障害等による授業離脱、集団不適応など課題も多く、保護者・児童生徒・教職員から専門職の支援を望む声が多く寄せられる等、スクールカウンセラー配置の需要が高まっている中、依然として、活動時間が足りずケースに対応しきれない状況が生じているので、中学校への派遣日数を拡大するとともに、小学校にも中学校同様、専属のスクールカウンセラー、またはスクールソーシャルワーカーを派遣すること。

#### 3 少人数学級編制の実現について

学級編制基準見直しが行われ、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の課題や 学習指導要領の趣旨の確実な実現に向けて、更なる学級編制基準の引下げを国に働きかけるよ う要望します。

併せて全国的な少人数学級編制への取組を踏まえて、県として、教員加配を県単独予算で措置するなど、少人数授業や少人数学級編制の実現に向けた対応を要望します。

### 4 特別支援教育の推進に係る体制整備について

障害のある児童生徒の教育については、一人ひとりに適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が図られたが、現状においては、通級学級開設基準人数の引下げや教員の加配等もないので、特別支援教育推進体制の整備が大変難しい状況にあります。

障害のある児童生徒の教育の充実を図る上で、支援体制の整備に係る人的、財政的な措置を 国に働きかけるよう要望するとともに、県においても、非常勤講師の全校配置や臨床心理士等 の専門的資格を有する巡回相談員を配置するなど、人的、財政的支援策を講ずるよう要望しま す。

#### 5 私立幼稚園就園奨励費補助額の引上げについて

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園へ幼児を通園させる保護者の経済的負担を軽減するための制度として活用されており、国庫補助限度額の範囲内で実施される私立幼稚園就園奨励事業に必要な事業費に対し、3分の1以内が国庫から補助されることとなっています。この国庫補助額を出来る限り3分の1へ見直すよう、国への働きかけを要望します。

#### 6 社会教育施設(公民館)の整備に対する補助制度の拡充について

社会教育法第35条では、「公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助する」ことになっています。社会教育、生涯学習の推進が叫ばれている今日、社会教育施設は、団塊の世代が定年を迎え公民館機能の充実が増していることから施設整備が大変重要になっていますので、国へ施設整備に関する補助制度の新設を強く働きかけるよう要望します。

また、現在、公民館建設に関する補助金は、県単独の市町村振興メニュー事業補助金のみで、 小規模の町村が公民館を新たに建築することは大変厳しい状況にあることから、公民館施設整 備を対象とした補助制度の拡充を要望します。

#### 7 養護学校の通学に関する支援について

県立養護学校では、小等部・中等部の児童・生徒については、スクールバスが運行されていますが、高等部生徒については、スクールバスの利用規約上は利用できるようになっているにも関わらず、現実的には利用できない状況です。

このため、高等部生徒については、公共交通機関を利用した自主的な通学となっており、障がいの関係から自主通学ができない生徒は、保護者が毎日送迎を行っているため保護者に相当な負担がかかっています。

つきましては、小等部・中等部と同様に、高等部も自主通学ができない生徒のためにスクールバスの運行を要望します。

#### 8 小規模学童保育の国庫補助対象の充実について

少子化が進んでいる町村部の小規模な小学校においても、共稼ぎ世帯・ひとり親世帯が増加 し、学童保育室の需要が減ることはありません。少人数であっても、児童の安全確保のために は二人の指導員が必要です。また、その人件費を保護者に課すことは、他の学童保育室とのバ ランスを欠くこととなります。

つきましては、現在の国庫補助基準では児童数が 10 人未満のクラブは補助対象外となっていますが、この制限を撤廃し、少人数のクラブも対象とするよう強く要望します。

Ⅲ その他地域要望

# その他地域要望事項一覧

	地域	項目	頁
1	三浦半島地域	(1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げにつ	
		いて	47
2	湘南地域	(1) 旧吉田茂邸の再建について	48
		(2) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区ま	
		ちづくりの整備促進について	48
		(3) (仮称)湘南台寒川線の整備推進について	48
		(4) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチ	
		ェンジの設置について	49
		(5) 西湘バイパス下り線ランプの設置について	49
		(6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等	
		について	50
		(7) 太平洋自転車道の整備について	50
		(8) 大磯港の再整備について	50
		(9) 梅沢海岸防潮堤等整備について	51
		(10) 旧相模海軍工廠地内における危険物への適切な対応に	
		ついて	51
3	足柄上地域	(1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について	52
		(2) 酒匂川左岸道路の延伸について	52
		(3) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について	52
		(4) 県道 711 号(小田原松田線)の歩道設置工事について	53
		(5) 県道 711 号(小田原松田線)の信号機増設について	53
		(6) 新東名高速道路建設に伴う、大気汚染常時監視測定局の	
		設置について	53
		(7) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における	
		都市的土地利用について	54
		(8) 中井町南部地区の事業化への支援について	54
		(9) 酒匂川の河川環境の保全に向けた管理事業の拡大につ	
		いて	55
		(10) 鮎沢川から酒匂川水系全域を捉えた水防情報共有シス	
		テムの構築について	55
		(11) 中村川の護岸改修等について	56
<u> </u>			

	地 域	項目	頁
3	足柄上地域	(12) 土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林における災害防止対	
		策について	56
		(13) 急傾斜地崩壊危険区域指定と防止事業について	56
		(14) 県立足柄上病院の医療体制の充実について	56
4	足柄下地域	(1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について	57
		(2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について	57
		(3) 国道 135 号の整備について	57
		(4) 南足柄市への連絡道路の新設について	58
		(5) 広域営農団地農道整備事業(小田原湯河原線)の整備に	
		ついて	58
		(6) 真鶴港における津波対策の措置について	58
		(7) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について	58
		(8) 門川地区護岸(緩傾斜式階段)の整備について	59
		(9) 無電柱化促進事業について	59
		(10) 県立小田原養護学校の分教室の設置について	59
5	厚木・愛甲地域	(1) 県道 64 号(伊勢原津久井線)の整備について	60
		(2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について	60
		(3) 柄沢治山事業の推進について	61
		(4) 急傾斜地崩壊防止事業の推進について	61
		(5) 伊勢原養護学校の通学に関する支援について	61
6	水源地域	(1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大につい	
		て	62
		(2) 河川区域内における廃棄物処理対策について	62
		(3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交	
		付金対象経費等の見直しについて	63

## 1 三浦半島地域

## (1) 「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げについて(葉山町)

葉山町及び逗子市に存する「二子山地区」は、三浦半島の骨格的な緑地を形成する「逗子・葉山近郊緑地保全区域」に位置しており、良好な自然環境を有しています。

当該地区は、現在、県が中心となり推進している「三浦半島国営公園設置促進期成同盟会」において、「国営公園連携地区」と位置付け、この内の特に良好な自然環境を有する地区については、「近郊緑地特別保全地区」に指定し保全することが適切である旨の回答とあわせ、国営公園と一体となった広域的な緑地の保全のために、所管部局と連携し、緑の保全と活用について積極的な取組みを進める旨の回答を受け、本町の緑の基本計画の改定を平成17年度に実施し、「二子山地区」の近郊緑地特別保全地区への格上げ指定を位置付けたものです。

また、県においても次期神奈川県力構想「地区計画」において、平成 19 年度から取り 組む主要施策として位置付けていることから、今後、指定区域の検討作業、関係機関との 調整等、具体な指定作業を推進していただき早期実現を要望します。

## 2 湘南地域

#### (1) 旧吉田茂邸の再建について(大磯町)

県立大磯城山公園の拡大計画区域内に存する旧吉田茂邸の本邸跡地に建築する建物につきましては、地域活性化の拠点施設とすべく、当町としても再建費用等に充てるための 寄附金を全国に呼び掛け、資金面での協力をしているところです。

つきましては、県におかれましても、再建に向けて「旧吉田茂邸再建検討会議」等を設置し、多角的に検討をしてきたところですが、再建における財源の確保並びに再建にあたりましては、地元住民の意見を尊重し、早期に再建像を示していただくなど再建に対し国・県・町と一体となって取り組まれますよう要望します。

# (2) 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備促進について(寒川町)

新幹線新駅設置とこれに伴うツインシティのまちづくりは、寒川町はもとより、県央・ 湘南都市圏の発展と、県土の均衡ある発展のために、必要不可欠な事業と考えています。

寒川町でも現在、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会等での誘致活動をはじめ、県・平塚市・寒川町がそれぞれの役割をもって事業実現に向けた取組を鋭意進めているところですが、その一方で事業に伴う財源確保は大きな課題となっています。

県においても、地元の状況等を理解いただき、財政的支援に尽力いただけるよう要望します。

#### (3) (仮称) 湘南台寒川線の整備推進について (寒川町)

(仮称) 湘南台寒川線は、寒川町北部地域と藤沢市湘南台方面とを結ぶ東西交流幹線道路として、県の「かながわのみちづくり計画」に位置付けられており、また平成 24 年度開通を目指す「さがみ縦貫道路」へのアクセス道路として重要な役割を果たす道路でもあり、さらに、東海道新幹線新駅誘致と連動して進めるツインシティのまちづくりにも密接に関わる道路でもあります。

当該道路整備につきましては、これまでも県・町間で様々な協議を重ね、協力をいただいてきたところです。

そうした中、ルート選定につきましては、本町では当該道路の交通機能の役割を第一に考えながらも、地域コミュニティ・環境・地元企業への影響を考慮した結果、さがみ縦貫道路の(仮称) 寒川北 I C南約 200m付近で県道相模原茅ヶ崎線に接続するルート (いわゆる「南ルート」) で意思決定をしており、早期の都市計画決定を目指しているところです。

当該道路の主要目的である東西交流幹線の役割を担い、(仮称) 寒川北I Cへのアクセス機能を持ち、且つ地元の負担が最も少なく理解を得やすい「南ルート」での整備が経済的且つ現実的であり事業実現性が高いと考えております。県におかれましても当該道路の町域への影響を十分に考慮いただき、当ルートにて財政的支援を含めた整備促進に尽力いただきますよう要望します。

# (4) 小田原・厚木道路二宮インターの改良・新規インターチェンジの設置について (二宮町・中井町)

国道小田原厚木道路に設置されている二宮インターは、近年の交通車両の増大と車両の 大型化に伴ってインター及びその周辺で危険な状態が続いています。その主な原因は、インターの加減速車線が短く近接していること、インターへの出入りが町道を取り込んだ構造になっていること、国道小田原厚木道路トンネルと二宮トンネルが近接し屈折した構造となっていることなどが原因と考えられます。

周辺市町の都市化に伴い、ますます交通量の増加が危惧される事態となっています。

つきましては、これらのことを考慮され、国道小田原厚木道路二宮インターの構造的改良、また、二次的には周辺地域も含めた全体的な交通体系の視点から、交通車両が円滑に 走行できるよう新規インターを設置するなどの措置を講ずるよう、国への働きかけを要望 します。

また、神奈川県住宅供給公社による当該地と近接する小田原市や中井町での開発計画が 予定されていることなどから、県におかれましては、開発地区の土地利用について十分に 考慮いただくとともに、開発に当たっても、県当局の特段の指導と支援を要望します。

#### (5) 西湘バイパス下り線ランプの設置について(大磯町・二宮町)

西湘バイパス下り線ランプの設置については、構造的課題や相当数の用地確保など困難な課題があると認識していますが、国道1号線の混雑緩和及び交通体系網の整備の観点から、二宮インター又は橘インター下り線ランプを視野に入れた整備を要望します。

また、この地域の国道1号は、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことが原因となって、国道1号を走る路線バスの定期運用が難しくなってきていることから乗降客が減り、路線バス等の規制緩和とあいまって、路線バスの廃止に拍車を掛ける要因にもなっています。そこで、高速道路無料化社会実験計画に基づき平成22年6月から西湘バイパスの通行料無料化が開始され、6月19日で終了しますが、国道1号の渋滞緩和や経済活動などの円滑な交通確保のため、西湘バイパスの通行料を朝夕の通勤時間帯だけでも無料化を継続するよう要望します。

## (6) 自然環境と調和し、人々の憩いの場となる葛川の整備等について (大磯町・二宮町・中井町)

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、そこに住む人々の生活に溶け込んだ川として親しまれています。3町では、この葛川の流れを守り、まちづくりに活かそうと、平成14年に「葛川サミット」を立上げ、これまで啓発活動等、様々な活動を行ってきました。また、これらの活動と並行して、町民ボランティア等の活動も活発に行われており、行政と町民が協力し、取組みを行う体制が整いつつあるところです。葛川サミットの目的の一つには、葛川に清流を取り戻すことが掲げられており、昨今は下水道整備やボランティアの清掃活動から、葛川の水質は改善の傾向にあります。

県におかれましては、護岸や遊歩道の整備等、清掃活動に対する支援や葛川サミットへ参加いただくなど、これまでも葛川サミットの活動に理解をしていただいていますが、3町の大切な自然財産である葛川が周囲の自然と調和し、流域全体が水と親しめるものとなるため、堤防への植樹や植栽など町の取組に対してや、河川改修促進及び遊歩道整備等、さらなる支援を要望します。

#### (7) 太平洋自転車道の整備について(大磯町)

相模湾の海岸線には、藤沢市から茅ヶ崎市までの国道 134 号自転車歩行者用道路と大磯町の大磯港先から不動川河口付近までを起点・終点とする太平洋岸自転車道が整備されています。また、これらの道路については、サイクリングやウォーキングのコースとして多くの人に親しまれています。しかし、平塚市の海岸線を含めた相模川河口付近から二宮町までの太平洋岸自転車道は、整備されておらず、住民からサイクリングロードとしての要望も多く寄せられており、健康な体づくりや青少年の健全育成の面からも整備の必要性があげられております。海岸沿い地域の一体的な整備を行うことは、県民の財産である相模湾の有効利用と共に、地域の観光・産業の振興や海岸沿いの市町の住民交流が活性化され、地域における新しい文化の発掘が期待されます。

つきましては、太平洋岸自転車道の相模川河口付近から二宮町までの未整備部分の整備について国への要望を引き続き要望します。

#### (8) 大磯港の再整備について(大磯町)

大磯港の再整備につきましては、「大磯港活性化整備計画」に基づき、良好で快適な港空間の早期整備に向けて取り組んでいただいています。その計画の後半に位置付けられている「賑わい・交流ゾーン」における港湾管理事務所、魚市場や飲食店等の施設整備につきましては、東日本大震災の甚大な被害を鑑み、町の防災機能の向上や産業・観光等の発展にとって、重要な施策であります。

このため、町ではその施設整備の検討を始めましたので、県におかれましても、港湾管理事務所の施設のあり方等の検討に着手していただき、早期の施設整備に向けた取組を進めていただきますよう要望します。

## (9) 梅沢海岸防潮堤等整備について (二宮町)

昨年度要望した梅沢海岸防潮堤整備につきましては、今年度において国の補助事業採択 申請を予定していましたが、二宮漁港南防波堤、背後地整備を含めた二宮町が目指すとこ ろの総合的な整備ビジョンを実現する事業内容に変更します。

つきましては、引き続き、国の農山漁村地域交付金(海岸保全施設整備事業)の採択申請に向けて、国の技術的、財政的支援を強く要望します。

#### (10) 旧相模海軍工廠地内における危険物への適切な対応について (寒川町)

旧相模海軍工廠地内には事業所や住宅が多数存在しており、現在も環境省で土地改変時の環境調査を実施していますが、戦前の国の機関である旧日本軍の危険物については国が責任を持って対応すべきと考えますので、次の措置を講ずるよう国への働きかけを要望します。

- ア 掘削を伴う土地改変に係わる安全確保の費用は、引き続き国が負担すること。
  - また、毒ガス弾等の発見に伴う工期遅延等に係わる損害などの補償も、国が行うこと。
- イ 毒ガス弾等による事故が発生した場合の被害者に対する救済制度を、国の責任におい て確立すること。

## 3 足柄上地域

#### (1) 都市計画道路和田河原開成大井線の建設について (足柄上郡)

都市計画道路和田河原開成大井線は、主要地方道小田原山北線と国道 255 号を結ぶ、足 柄地域の新たな東西連絡道であり、地域全体の将来のまちづくりにおいて重要な役割を担 う路線として、早期整備が期待されています。

平成 18 年度から県事業として、「酒匂川 2 号橋」の整備に着手され、平成 21 年度、酒匂川 2 号橋から国道 255 号までの区間が、「かながわのみちづくり計画」に事業化検討箇所として位置付けられました。

当該路線の建設は、周辺地域の交通渋滞の解消、都市防災機能の強化、更には足柄地域 の経済の活性化等、その効果は多大なものが期待されますので、酒匂川2号橋の早期建設 及び県による全区間の早期事業化を要望します。

#### (2) 酒匂川左岸道路の延伸について(松田町・山北町)

国道 255 号及び 246 号の慢性的な交通渋滞を解消するため計画された酒匂川左岸道路は、 既に小田原市から大井町まで供用開始されています。しかし、松田町から山北町の大口橋 までの区間は「かながわ交通計画」に位置付けられていません。

こうした状況を踏まえ、松田町と山北町では共同で「酒匂川左岸道路北部延伸構想策定調査」を実施したところです。

本要望に対する県のこれまでの回答は、「地域間の連携強化及び効率的・効果的な交通網を形成する路線については、今後の検討課題として考えている」というものでした。

しかし平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、道路網が寸断され被災地への 支援が出来ない状況が発生していることを考えると、本要望路線は災害時の国道246号の 代替輸送路としても重要な路線であり、また松田町、山北町2町の安全・安心を確保する 観点からも、一刻も早く「かながわ交通計画」へ位置付けることを要望します。

#### (3) 寄地区から秦野市への連絡道路の整備について(松田町)

寄地区への主要幹線は、国道 246 号を起点とした急傾斜の山間地を通過する県道 710 号 (神縄・神山線) の1 路線と、寄地区と秦野市を結ぶ連絡道路としての土佐原林道及び秦野市道でありますが、災害時にこれらの道路及び道路法面の崩壊等が発生し、地域住民が孤立することが予想されます。

つきましては、防災上の見地からも県道 710 号の拡幅及び法面保護等の改良工事を引き 続き要望するとともに、秦野市への連絡道路である土佐原林道を緊急車両が支障なく通行 できるよう幹線整備を要望します。

#### (4) 県道 711 号 (小田原松田線) の歩道設置工事について (松田町)

県道 711 号(小田原松田線)歩道設置工事は、小田急線踏切から松田土木事務所までが完了し、地域住民をはじめ通学や通勤客の安全が確保され、また平成 23 年度より新たにはじまった松田町第5次総合計画の「将来像の実現を支える6つの柱」として位置付けている「安全で心地よい環境を育む」の実現といった面からも、県事業の成果によって町の中心市街地としての都市機能の向上と魅力の創出が着々と図られているところです。

しかしながら、新松田駅北口から主要地方道 72 号(松田国府津線)との接続部分までの間は、現在、狭小幅員で歩道がなく、降雨時などは大型バス等の通行により歩行が困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、県においては、これまで測量、道路詳細設計並びに歩道設置 工事に向けた事業説明会等を行い、また、平成 21 年度より、一部用地買収に着手いただ いています。

歩行者の安全と車両等の円滑な通行を確保するため、引き続き事業を推進いただくよう 要望します。

### (5) 県道 711 号 (小田原松田線) の信号機増設について (足柄上郡)

県道 711 号 (小田原松田線) の大井町区間における信号機につきましては、これまでに、要望箇所の 7 交差点のうち 4 箇所については設置がされたことにより、交差点部の安全確保が図られています。

しかしながら、未設置の3箇所につきましては、交差点周辺に学校や福祉施設、民間企業等が立地しているほか、多くの農地が存在し、学生や企業関係者及び地域住民が日常的に信号機のない交差点を横断している状況にあります。

こうした中にあって、近年、信号機未設置交差点周辺の町道等が整備されたこと。さらには、平成22年度には、当該道路が全線供用開始されたことから、ますます交通量が増加している状況にあり、地域からは交差点の閉鎖解除や安全対策を求める声が、これまで以上に高まっています。

つきましては、こうした状況を考慮いただき、地域住民の交通安全を確保するため、早期の信号機の設置を要望します。

#### (6) 新東名高速道路建設に伴う、大気汚染常時監視測定局の設置について(山北町)

平成32年度に開通予定の新東名高速道路は、現東名の北側にルートが設定されています。 新東名高速道路が通過する市町のなかでも、山北町は、現東名との間隔が非常に狭い区間 となっており、この間に挟まれた住民にとっては自動車排気ガス等による大気の汚染状況 など環境影響への関心が高く、安心、安全の生活環境の維持を非常に強く望んでいます。 また現在、県では道路状況の変化に伴う大気汚染の状況把握等を行うため、移動測定局 を山北町役場に設置していますが、測定は23年度末で終了すると聞いています。

つきましては、新東名高速道路の開通前から、定期的に大気汚染の状況の観測を行うことで、開通後の新東名高速道路が環境基準に適合しているかどうかを監視し、異常があればいち早く対応をとることが可能となるように、大気汚染常時監視測定局の設置を強く要望します。

# (7) 東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺における都市的土地利用について (中井町)

中井町では、東名高速道路を活用した「持続可能なまちづくり」を目指しており、先行 の開発事業「グリーンテクなかい」には多くの企業が進出しています。

また、町の総合計画や都市マスタープランには、こうしたインフラや地勢を活かした一体的な土地利用を推進すべく、秦野中井インターチェンジ周辺地区の新たな都市的土地利用の計画を位置付けるとともに、周辺市町とは広域連携による「まちづくり」のあり方等を研究、検討しています。

このことは、県の都市マスタープランに揚げた「インターチェンジ周辺などにおける計画的な産業・物流機能等の誘導策」にも合致しており、次回の線引き見直しを視野に、地権者や地域住民、関係市町との調整等を進めながら、農振農用地の除外などを含めた諸課題の解決に向け着実な事業推進を図ってまいりますので、関係部局の特段の支援を要望します。

また、当地区においては「物流総合効率法」を活用した企業進出の相談を受けており、 県の関係部局とは事業化に向けた事前相談等をさせていただいていますが、将来の土地利 用も視野に入れたインターチェンジ周辺における建築条件(建ペイ率、容積率、高さ制限 等)の緩和を要望します。

#### (8) 中井町南部地区の事業化への支援について(中井町)

中井町の南部地区 32 ヘクタールの土地利用については、第6回線引き見直しにおいて 三度の工業系での土地利用を図る特定保留区域が認められました。

ご承知のとおり、この南部地区は国の柑橘再編対策事業として、県の強い行政指導(神奈川方式)の基に土地利用の方針等が示され進められ今日に至っています。

既に、当地区においては区画整理事業を進めるための事前の組織も立ち上げ、関係する 地権者においても事業化に向けた合意確認がなされているものの、土地利用のあり方等も 含めた経済環境は大きく変わり、事業化へのハードルは一段と高さを増し大変厳しい状況 にあります。 県では、地区内に90%の土地を保有する県住宅供給公社あり方等の方針決定も示されていることを踏まえ、事業化に向けた施策の指示などを含めた積極的な取組支援を改めて要望します。

#### (9) 酒匂川の河川環境の保全に向けた管理事業の拡大について (足柄上郡)

酒匂川は流域市町の住民から非常に愛され、また、神奈川県の水源としても非常に貴重な財産であります。しかしながら、酒匂川左岸の堤防区域内は、管理用道路が開放されており、車が自由に往来できるという特殊性から、不法投棄が多発している状況にあり、流域市町では、環境や景観等の改善を図るため、毎年、不法投棄物の撤去や堤防法面の草刈りを実施しています。

こうした取組によって、不法投棄も減少し、環境や景観も改善されてきていますが、平成 22 年度より「不法投棄・散乱ごみ総合対策推進事業市町村補助金交付事業」が休止されたこともあり、流域市町においては関係する事業経費が膨らみ、大きな財政負担となっている状況にあります。

河川区域内の環境や景観の保全は、本来、河川管理者が行うべきものであることから、 足柄上地域の酒匂川左岸の特殊性を考慮され、不法投棄の撤去及び河川区域内の草刈り等、 年間を通じた河川管理について、より一層、事業の拡大に努められますよう強く要望しま す。

# (10) 鮎沢川から酒匂川水系全域を捉えた水防情報共有システムの構築について (足柄上郡)

神奈川県が管理する2級河川酒匂川は、三保ダムの建設により上流部からの土砂の流入が減少し、大雨により河床が削られ橋脚周辺の土砂の流出等の事態が発生しています。

神奈川県域内での降雨は三保ダムによって流量調整が可能ですが、静岡県域での降雨は鮎沢川からそのまま酒匂川に流入します。

平成 22 年9月の台風9号では、主として静岡県域での降雨により酒匂川の水位が押し上げられましたが、流域市町では、静岡県での降雨の状況が把握できずに警戒の度合いが低い状況でした。

こうした中にあって、昨今の自然災害はこれまでの経験を超えた現象に起因するものが 多発しており、当地域においても、長期にわたる局地的な豪雨などによる三保ダムからの 継続的な大量放流も想定し、不測の事態への備えを事前に講じておく必要があります。

このことを踏まえ、特に下流域の市町が早期の対処が可能となるように、鮎沢川から酒 匂川水系全域を捉えた水防に資する情報等が、静岡県と神奈川県同士をはじめ、流域市・ 町等関係機関の間で伝達・共有されるシステムの構築を要望します。

#### (11) 中村川の護岸改修等について(中井町)

中村川の上流は、護岸の未整備区間や護岸の老朽化が進んでいる箇所も見受けられ、近年のゲリラ的豪雨により、河川の急激な増水による護岸の損壊等の被害を受けるなど、地域住民は生活に不安を感じています。

つきましては、災害防止と町民の生命と財産を守り、安全で安心して生活を送ることができるよう中村川における護岸の早期改修を要望します。

また、町の中心地である役場周辺の河川については、「身近に水と親しむことのできる空間」として、河川の親水化と緑道等の整備を、中心拠点の整備とともに位置付けております。地域の活性化と新たな街づくりのため、河川の親水化について特段の支援を要望します。

#### (12) 土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林における災害防止対策について (大井町)

大井町金子 3315 番地先(最明寺東側)は、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林に指定され、堰堤整備がされましたが、ここ数年、山の斜面より地下水が染み出るようになり、その土地周辺の土地利用ができないほか、土砂崩壊などの土砂災害が発生する危険性もあるため、保安林区域内の整備を要望します。

### (13) 急傾斜地崩壊危険区域指定と防止事業について(山北町)

山北町には地形的用件から、急傾斜地の要件に該当する箇所が多数あり、昨年発生した 台風9号の集中的豪雨により、裏山が崩れ土砂により家屋が損壊し、重傷者も発生してい ます。

つきましては、町民の安全・安心を確保するため、防止事業箇所を増やしていただき、 一刻も早く急傾斜地の崩壊防止が図られるよう要望します。

#### (14) 県立足柄上病院の医療体制の充実について(足柄上郡)

県立足柄上病院が地域の中核病院として将来にわたり安定した医療サービスを提供し続けることができるよう、次のとおり要望します。

- ア 現行の診療科目を今後も維持することはもとより、現在、常勤医師を確保できずに休 診又は診療を制限している診療科については、早期に診療の制限等が解消されるよう、 必要な常勤医師の確保に努めること。
- イ 産婦人科については、現在、分娩の制限が行われていますが、身近な地域において安 心して出産することを希望する妊産婦のすべてを受け入れることができるよう、必要数 の産科医師の確保に努め、当地域における周産期医療体制の充実に努めること。

## 4 足柄下地域

#### (1) 土地利用調整システムの抜本的な見直し等について (足柄下郡)

神奈川県土地利用調整条例では、1 ha 以上の大規模開発に関して知事への協議を義務付けており、非線引き白地地域における建築物系の開発行為については、経過措置として当分の間、対象面積を3,000 ㎡以上に引き下げており、その効果もあって、県西地域においては開発行為が抑制され、秩序ある土地利用が確保されているものと認識しています。

しかしながら、平成 21 年 3 月 31 日をもって「1 ha 未満の開発行為に関する指導基準」 (以下、指導基準)が廃止され、小規模な開発行為については、各市町村の自主性に委ね られることとなったことから、このことに伴い、今後、開発抑制効果の減少が懸念されて います。

仮に建築物系の開発行為における開発区域の面積の経過措置についても廃止となった場合には、町単独で県の土地利用調整システムと同等の効果を持続させることは非常に困難であり、秩序ある土地利用の確保が難しくなることが考えられることから、指導基準が廃止されたことも鑑み、条例の建築物系の開発行為における開発区域面積の経過措置につきましては、「当分の間」との規定を継続するのではなく、条例の本則へ移行していただきますよう要望します。

#### (2) 西湘バイパス改築工事の再延伸について(真鶴町・湯河原町)

国道 135 号の渋滞解消・災害時の代替性を考慮して、西湘バイパスの延伸を要望しているものです。平成 15 年度より専門家を加えた「小田原真鶴間道路整備検討会」を開催し、長期的・技術的対策等の検討をしていただき、山側バイパスの整備は技術的に実現可能であるとの報告をいただきましたが、引き続き路線検討を含め長期的対策の具体化を達成するため、事業化に向けてなお一層の検討を要望します。

#### (3) 国道 135 号の整備について (真鶴町・湯河原町)

国道 135 号(真鶴道路旧道)区間が無料化され、同区間を通行する車両が増加し、真鶴駅前を中心に渋滞が発生しています。また、一部歩道のない箇所や非常に狭い箇所も多くあり、安全性の確保の点で危惧されます。県におかれましては、真鶴駅前交差点の信号機移設等対策を行っていただいていますが、未だ抜本的な解決に至っておりません。引き続き渋滞解消や交通安全確保のための整備実施を要望します。

#### (4) 南足柄市への連絡道路の新設について(箱根町)

南足柄市と箱根町を連絡する道路については、平成18年度に、県が事務局となって研究会を設置し、平成20年度からは、より広域的な観点からの検討を行うため、県と県西地域2市5町による研究会を進めています。研究会では、地域活性化や災害時の機能強化などを踏まえた望ましいルート・構造について検討し、平成23年2月には一つのルートに絞り込まれましたが、連絡道路の早期実現を要望します。

#### (5) 広域営農団地農道整備事業(小田原湯河原線)の整備について

(真鶴町・湯河原町)

小田原市から真鶴、湯河原1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の省力化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした流域の活性化を推進し、県道740号線が通行不可となった際、防災上の観点から目標期限を定めて早期に完成されるよう要望します。

#### (6) 真鶴港における津波対策の措置について(真鶴町)

真鶴港活性化整備計画においては、港湾防災対策による安全な港づくりという基本方針に基づき、沖防波場や港湾管理・防災施設の整備が位置付けられています。

沖防波堤については現在既に整備が着手されていますが、津波避難施設の機能を併設した港湾管理・防災施設については、未だ着手の予定が示されておりません。港内整備の完成までのスケジュールの明示と、東日本大震災の津波による甚大な被害を鑑み、被害対策をはじめとした港湾防災対策は、緊急に対応すべき施設と考えている事から、同施設の早期着工を要望します。

#### (7) 松くい虫被害対策自主事業に対する財政措置について(真鶴町)

真鶴半島の先端部は、暖帯性の常緑広葉樹林に覆われ、魚つき保安林の指定とともに県立自然公園にも指定された県民の貴重な財産となっています。また平成21年2月には、県指定天然記念物となりました。しかし近年、半島の松林が松くい虫により甚大な被害を被っていることから、松くい虫による松枯れから松を守り、将来にわたり真鶴半島の貴重な松林を継承すべく、県と町が薬剤散布により被害防止に努めてきました。しかし、その一方で薬剤散布による人体や生物、また、海域流出等への影響が懸念されています。このため、平成19年度から、より安全で環境に配慮した予防方法(樹幹注入)に完全移行し、薬剤散布を廃止いたしました。

つきましては、樹幹注入事業及び松くい虫被害木の伐倒に対する十分な補助金額の確保 を強く要望します。

また、国に対しても継続的な補助金確保に向けた働きかけを要望します。

#### (8) 門川地区護岸(緩傾斜式階段)の整備について(湯河原町)

湯河原海岸沿岸においては、湯河原町都市マスタープラン・湯河原町緑の基本計画に観光的機能を重視した(仮)湯河原海辺公園(広場公園)を整備することが位置付けられています。

平成19年度から整備している湯河原海岸の3基目の人工リーフ整備終了後に、(仮)湯河原海辺公園整備を着手し、水辺レクレーションの場となる海岸緑地帯の形成を図る計画をしていきたいと考えています。

つきましては、海辺公園と一体となり、海岸の景観の向上や花火大会などの観光客の誘致などの環境整備として、護岸部分の有効利用が可能となるよう要望します。

#### (9) 無電柱化促進事業について(真鶴町)

真鶴町では、平成17年1月に一般市町村として全国第一号で景観法に基づく景観行政団体となり、平成18年に真鶴町景観計画を策定しました。平成16年に景観法が制定され、国を挙げて美しい国づくりに舵が切られ、無電柱化が推進されていますが、真鶴町景観計画では、全国に先駆け、町が管理する以外の公共施設についても景観法に基づく景観重要公共施設(以下、「重要施設」という。)として位置付け、公共施設からの景観形成を先導的に進めています。

その中で、真鶴港は、国指定重要無形民俗文化財に指定されている「貴船まつり」の舞台でもあり、真鶴町景観計画においても、真鶴港(港湾施設)及び接道する県道 739 号(道路施設)を管理者である神奈川県知事の同意のもと重要施設として位置付け、電線共同溝法に基づく特例を適用する条件を整えています。

本年2月には、第1回世界デザイン都市サミットに招待され、景観形成を真鶴ブランドとして世界的に発信している中で、公共施設からの景観形成を更に推進するため、海の玄関口として真鶴港に地区を限定し、無電柱化促進事業に着手することについて検討を要望します。

#### (10) 県立小田原養護学校の分教室の設置について(湯河原町)

県立小田原養護学校に通学する児童・生徒は、真鶴町を含め、小・中・高等部全体で、 現在 21 名いますが、スクールバスによる遠距離通学は、姿勢保持が困難な児童・生徒に とって身体への負担は想像以上に厳しいものがあり、入校を断念せざるを得ない児童もい ます。

また、保護者の精神的・身体的な負担も大きなものとなっています。

湯河原・真鶴地区への小田原養護学校分校の設置につきましては、県として全体計画も あると存じますが、保護者の要望も高まっていますので、早急な実現を要望します。

## 5 厚木・愛甲地域

### (1) 県道 64 号 (伊勢原津久井線) の整備について (清川村)

清川村内を走る県道 64 号は、宮ヶ瀬湖や中央高速相模湖 I Cへのアクセス道路として、 年々その交通量は増加の一途を辿っています。

特に、朝晩の通勤・通学時には交通量が多く、またその一部は幅員が狭く、歩道が未設置なことから、道路の通行・横断等に支障をきたすほか、村民が交通事故に巻き込まれる可能性も高い道路であり、地域住民や園児、児童、生徒の保護者からも、再三にわたり早期の拡幅改良や信号機の設置の要望が出されています。

県道 60 号・70 号を含めた清川村の県道 3 路線につきましては、宮ヶ瀬ダムの建設時に 完成に合わせて整備していただくよう昭和 56 年に県に約束していただいているものです が、平成 12 年のダム完成後 8 年が経過し、交通量が激増した今日においてもいまだ未整 備のままとなっています。

特に幅員が狭く危険な「湯出川橋〜坂本橋間」には、「古在家バイパス整備計画」が進められていますが、完成・開通までには、相当の期間を要すると推測されるため、早期完成に向けた事業促進を要望します。

また、村民の交通安全確保のため、次の2箇所に信号機を設置するよう要望します。

- ア 村道山岸外周線に接続するT字路
- イ 清川村役場前

#### (2) 片原・柳梅地区の山林の崩壊防止対策の推進について (清川村)

清川村煤ヶ谷地域に位置する片原・柳梅地区は、小鮎川の左岸に位置し急峻な山肌の下の平地に住宅を建設し、古くから居住地区を形成しています。

平成 11 年夏の豪雨において、この地区の山腹で大規模な崩落が発生し、住民への影響はなかったものの、梅雨、台風など雨の多い時季には不安を募らせ、自主避難をされている方などもいます。

平成 11 年の崩落個所については、早急な対策が講じられたほか、その周辺の危険個所の一部も整備が進められてきました。地災害減災総合対策事業として当該地区の落石防護壁の設置の落石固定を平成 22 年度で完成していただいていますが、この地区の上流部には急傾斜地崩壊危険箇所はいまだ数多く存在しています。

つきましては、地区住民の安全・安心、災害の未然防止のため、継続的に効果的な山林の崩壊防止対策を推進されるよう要望します。

#### (3) 柄沢治山事業の推進について(愛川町)

愛川町半原地区に所在する柄沢流域については、市街化区域内に位置していることから、 沢の上部には住宅が立ち並んでおりますが、近年、沢の山腹の崩壊が進み、地域住民の安 全を脅かす状況となっています。

当該箇所については、傾斜地の多くが保安林指定を受けており、治山事業によって崩壊 防止対策を講ずることが可能と思われますので、災害の未然防止のため、治山施設の整備 を推進されるよう要望します。

#### (4) 急傾斜地崩壊防止事業の推進について (愛川町)

愛川町における急傾斜地崩壊防止事業につきましては、現在、田代A地区の工事が進められていますが、地域住民の安全な生活環境の確保は急務でありますことから、早期完成を要望します。

また、平成22年5月29日に中津大塚地区で落石があり、現在も危険な状態が続いています。当該箇所については、平成23年度に急傾斜地危険区域の指定が予定されていますが、早期に工事着手するよう要望します。

#### (5) 伊勢原養護学校の通学に関する支援について (愛川町)

町村から伊勢原養護学校に通う児童生徒にあっては、学校にスクールバスが設置されていないため、自力通学や保護者の送迎による通学が就学の条件の一つとなり、就学しても体調不良等により保護者の送迎が難しい日には、通学ができず学習の機会が奪われてしまうこともあります。

このようなことから、障害のある児童生徒の教育の機会を保障するため、伊勢原養護学校のスクールバスについて、新規設置を強く要望します。

## 6 水源地域

#### (1) 水源環境保全・再生市町村交付金対象事業の拡大について(水源地域)

- ア 森林は、水源涵養や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等様々な機能を有しており、保全と再生に取り組んでまいりましたが、本来の森林としての機能が活用されるためには、経済林として活用されることが必要であり、高齢樹林の更新並びに針葉樹林と広葉樹林の計画的な整備の推進を図るとともに間伐材の搬出・利用もあわせた林材の有効な流通体制の整備を水源環境保全・再生市町村交付金事業の活用により推進することを要望します。
- イ 地域林業形成促進事業や水源環境保全・再生事業などの林業施策については、森林整備という目的を同じくするものの、補助制度のしくみに相違があり、制度利用には理解しにくいものとなっているとともに、費用負担に矛盾(較差)が生じています。地域林業形成促進事業により森林整備を実施している森林所有者に対して水源環境保全・再生市町村交付金事業により所有者負担分を全額助成するよう要望します。
- ウ 水源環境保全・再生市町村交付金事業は事務量も多く、執行に当たって相当な労力を 費やしている。本事業は神奈川県全体の環境保全・良質な水の安定確保を目的としてい ることから、人件費についても交付金の対象とするとともに、交付方法についても精算 払い方式から概算払い方式へ変更されるよう要望します。

#### (2) 河川区域内における廃棄物処理対策について(水源地域)

相模川の取水堰は、多くの県民への水道水供給の根幹となる重要な水源であり、県民に安全でおいしい水道水を安定的に供給するためにも、河川環境の美化等、水質保全に係る取組が必要不可欠です。

しかしながら、河川区域内においては、不法投棄が数多く発生していること、また、町 外からの行楽客によるごみの放置などにより、水源環境の悪化が懸念される状況となって います。

こうした事業については、本来、河川管理者が行うべきものでありますことから、県におかれましては、取水堰の上流域は全て重要な水源地域であるとの認識に立ち、不法投棄 廃棄物の処理及び河川敷の清掃、河川遊客に対する美化意識(河川の流水が県民の飲料水 として利用されていること等)の啓発等について、積極的に取り組まれますよう強く要望 します。

また、河川の環境美化を保全する事業にありましては、水源環境を保全・再生するため の個人県民税超過税(水源環境税)の使途とすることを要望します。

## (3) 市町村設置型高度処理型合併処理浄化槽整備に係る交付金対象経費等の見直し について(山北町)

現在、三保ダム集水域において、水源環境保全・再生市町村交付金等を活用して、高度 処理型合併処理浄化槽の整備を推進しており、設置した浄化槽の維持管理費については、 年度ごとに1基あたり、年間 10 万円で 5 年間分に限り、交付金の対象経費として補助し ていただいています。一般的に当該浄化槽の耐用年数は、約 30 年と言われており、その 間に充分な維持管理を行わないと、本来の能力が損なわれ、現在の良好な水環境を維持す ることが出来なくなる恐れもあります。

現在、維持管理費の補助については、5人槽を基礎として算定しておりますが、本事業を推進している整備エリア内には、規模の大きい浄化槽の設置が必要となる、公共施設、旅館、キャンプ場が多数あり、今後、町では一般住宅の他に、こうした規模の大きい公共施設等の整備を推進する予定です。

しかし、14 人槽以上の維持管理費は、一般住宅よりかなり高額であり、それに伴い浄化槽使用料も高額になるため、事業所等の整備を推進することが困難な状況にあります。したがいまして、一般住宅・事業所及び町の費用負担軽減のためにも、維持管理費の増額を要望します。